

「秋田県八峰町及び能代市沖」、  
「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、  
「新潟県村上市及び胎内市沖」、  
「長崎県西海市江島沖」  
に係る公募占用指針（案）について

2022年10月28日  
経済産業省資源エネルギー庁  
国土交通省港湾局

# 本日ご議論いただきたい内容について

- ① 2021年12月に結果を公表した秋田県、千葉県との3区域に係る公募（以下「第1R公募」）の結果について、2022年3月の本合同会議にて総括し、それを踏まえ、5月から10月にかけて、本合同会議において公募プロセスの見直しについて議論し、10月に「一般海域における占用公募制度の運用指針」（以下「運用指針」）の改訂を行ったところ。
- ② これらに基づいて、延期している「秋田県八峰町・能代市沖」に関する公募占用指針を改訂する。その際、2022年9月に促進区域に指定した「秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖」、「新潟県村上市・胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」の3区域の公募占用指針に記載すべき事項も合わせて、一つの指針として策定することとする。
- ③ 再エネ海域利用法第13条第5項に基づき、**同条第2項第十五号（公募占用指針に関する評価の基準）**について学識経験者の意見を聴かなければならないとされていることを踏まえ、本日の合同会議では、**同評価の基準に加えて、同項第十一号（促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項）、第十二号（撤去に関する事項）、第十六号（その他必要な事項）**について、**御意見をいただきたい**。また、同項第五号（公募参加資格）及び第六号（保証金に関する事項）について、ご意見をいただいた上で、今後、調達価格等算定委に諮ることとしたい。

## 調達価格等算定委員会において意見聴取

○再エネ海域利用法

第13条第2項

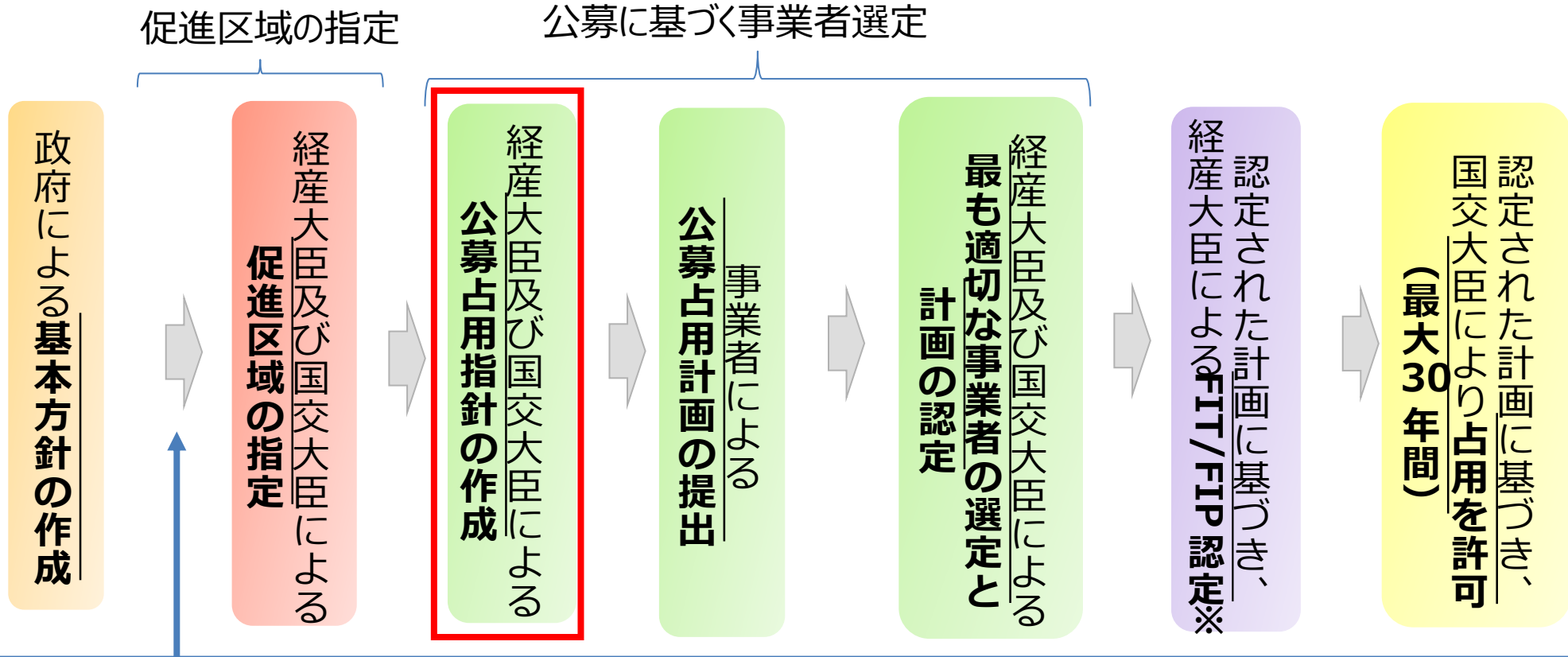
- 一 対象発電設備区分等
- 二 促進区域内海域の占用の区域
- 三 促進区域内海域の占用の開始の時期
- 四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
- 五 公募の参加者の資格に関する基準
- 六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- 七 供給価格上限額
- 八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法
- 九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達期間
- 十 再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

## 本日御議論頂きたい事項

- 十一 促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項
- 十二 撤去に関する事項
- 十三 公募占用計画の認定の有効期間
- 十四 関係行政機関の長等との調整能力
- 十五 評価の基準
- 十六 その他必要な事項

# (参考) 再エネ海域利用法の概要

- 再エネ海域利用法に基づく、手続きの流れは以下のとおり。



経産大臣及び  
国交大臣による  
区域の状況の調査

先行利用者等を  
メンバーに含む  
協議会の意見聴取

区域指定の案  
について公告  
(利害関係者は  
意見提出が可能)

農水大臣、環境大臣  
等の関係行政機関の  
長への協議

# 洋上風力の案件形成促進

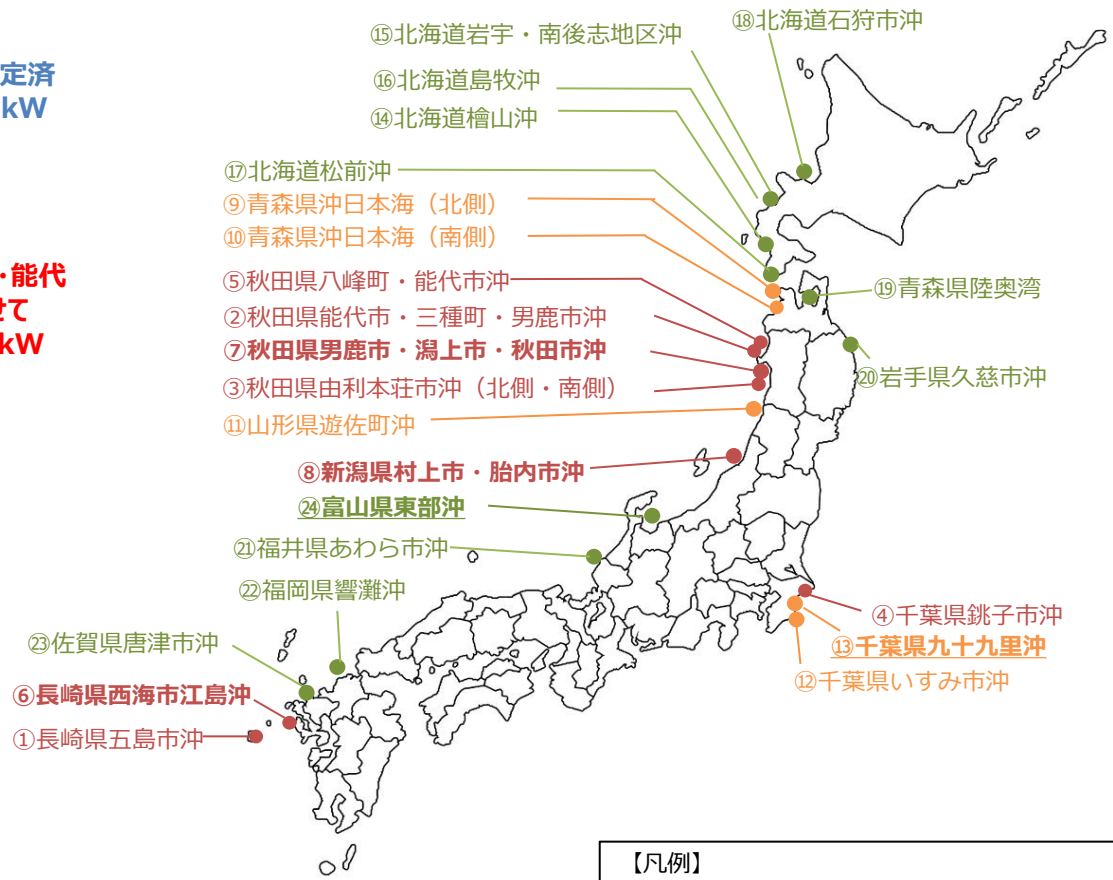
- 2021年度に長崎県五島沖、秋田県2区域、千葉県銚子沖において発電事業者を選定済。（発電設備容量 合計約170万kW）
- 2022年9月30日に新たに3区域（長崎県西海江島沖、新潟県村上・胎内沖、秋田県男鹿・潟上・秋田沖）を促進区域に指定。

## 〈促進区域、有望な区域等の指定・整理状況（2022年9月30日）〉

区域名	万kW
①長崎県五島市沖（浮体）	1.7
②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	47.88
③秋田県由利本荘市沖（北側・南側）	81.9
④千葉県銚子市沖	39.06
⑤秋田県八峰町・能代市沖	36
⑥長崎県西海市江島沖	42
⑦秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	34
⑧新潟県村上市・胎内市沖	35,70
⑨青森県沖日本海（北側）	30
⑩青森県沖日本海（南側）	60
⑪山形県遊佐町沖	45
⑫千葉県いすみ市沖	41
⑬千葉県九十九里沖	40
⑭北海道檜山沖	⑳岩手県久慈市沖（浮体）
⑮北海道岩宇・南後志地区沖	㉑福井県あわら市沖
⑯北海道島牧沖	㉒福岡県響灘沖
⑰北海道松前沖	㉓佐賀県唐津市沖
⑱北海道石狩市沖	㉔富山県東部沖
⑲青森県陸奥湾	㉕富山県東部沖（着床・浮体）
⑳岩手県久慈市沖	
㉑福井県あわら市沖	
㉒福岡県響灘沖	
㉓佐賀県唐津市沖	
㉔富山県東部沖	
㉕富山県東部沖（着床・浮体）	

事業者選定済  
約170万kW

秋田八峰・能代  
沖と合わせて  
約180万kW

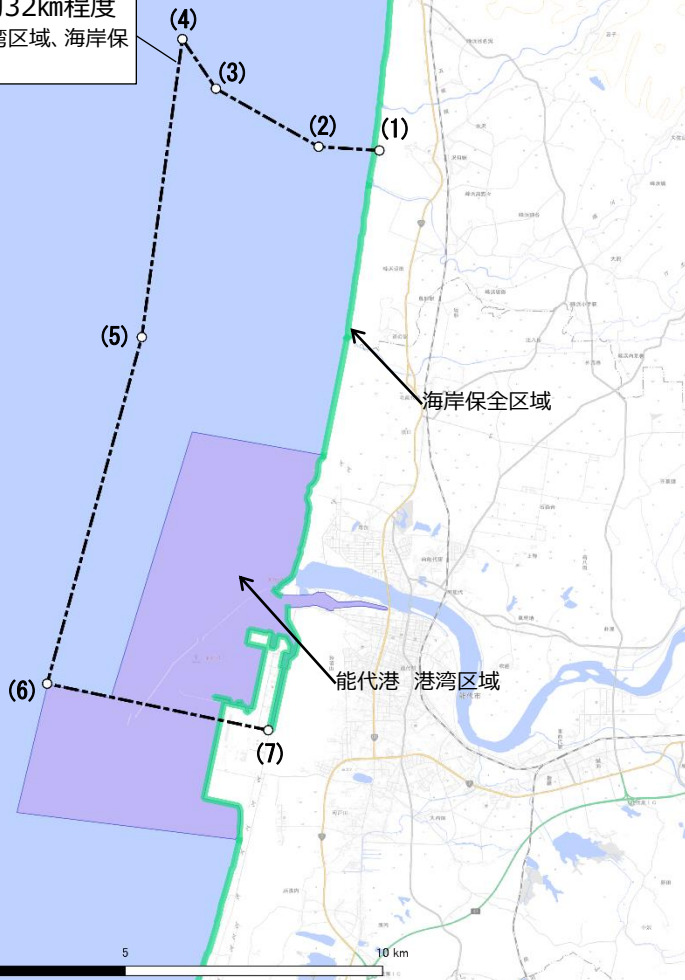


【凡例】  
 ※下線は2022年度に新たに追加した区域  
 ※容量の記載について、事業者選定後の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量、それ以外は系統確保容量

【凡例】  
 ● 促進区域  
 ● 有望な区域  
 ● 一定の準備段階に進んでいる区域

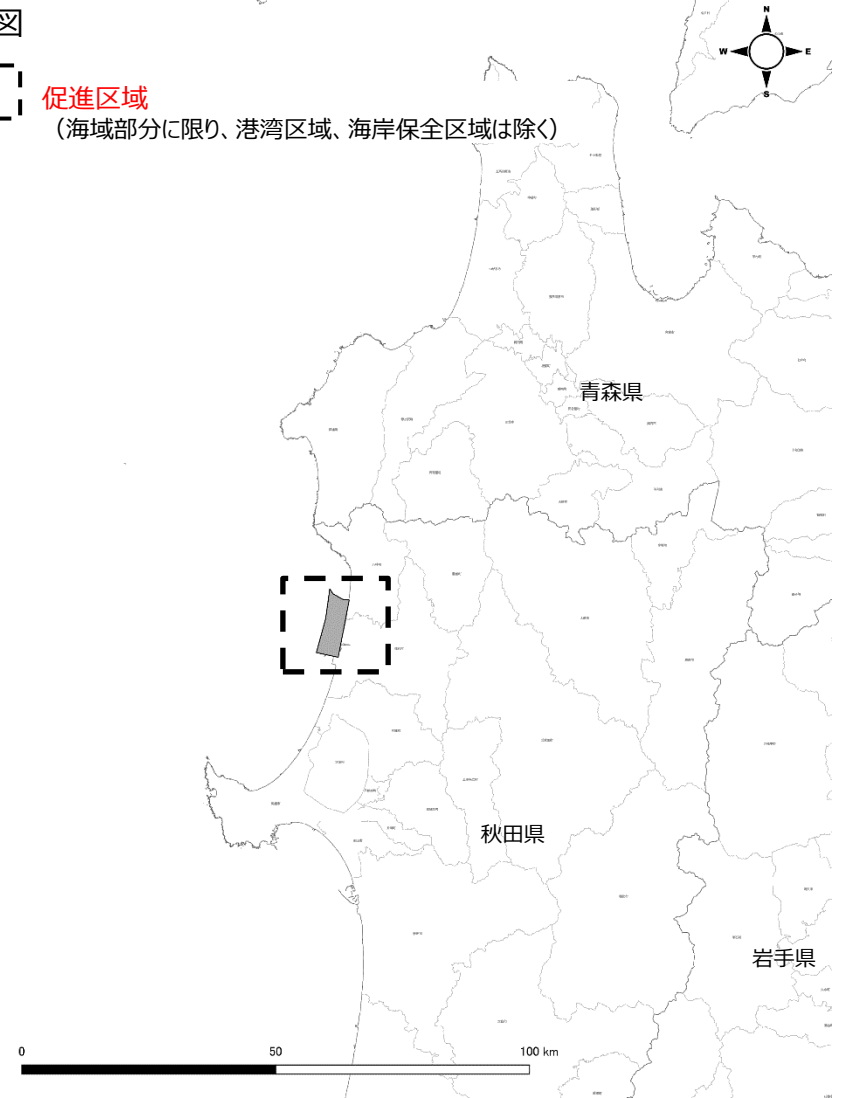
## 秋田県八峰町及び能代市沖の促進区域の範囲

**促進区域**：面積約32km<sup>2</sup>程度  
(海域部分に限り、港湾区域、海岸保全区域は除く)



## 広域図

**促進区域**  
(海域部分に限り、港湾区域、海岸保全区域は除く)





# (参考) 秋田県八峰町及び能代市沖の区域の概要

## 秋田県八峰町及び能代市沖における協議会の意見とりまとめ (概要) (2022年6月24日)

### (1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努めること。**
- ✓ 協議会構成員、選定事業者は、**閣議決定された基本方針の4つの目標（長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進）の実現に向けて、適切な対応を行うこと。**
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。** 等

### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、**地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。**
- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策を講じること。**基金への出捐額や用途等は、協議会構成員に必要な協議すること。
- ✓ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、**基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。**
- ✓ **八峰町及び能代市以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受けること。**
- ✓ 選定事業者は、**漁業影響調査を少なくとも建設工事の1年程度前から継続して実施すること。**調査方法等については、**実務者会議の検討内容、関係漁業者等の意見・助言を尊重すること。**その際、**内水面漁業への配慮も適切に行うこと。** 等

### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、**設備の設置等に当たり、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行うこと。** 等

### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。**特に、**洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行など漁業の操業等について適切に調整する。** 等

### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。** 等

### (6) 環境配慮事項について

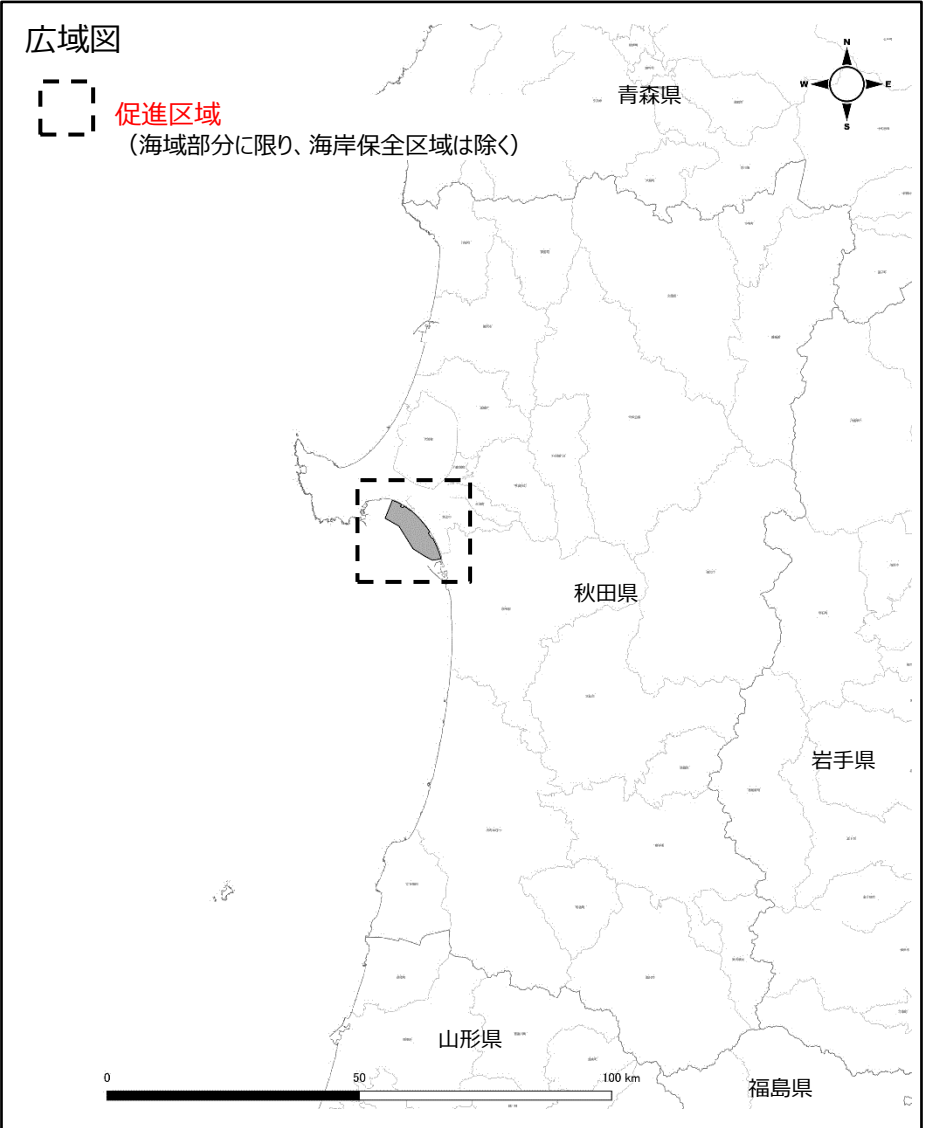
- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。** 等

### (7) その他

- ✓ 今後、**上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

# (参考) 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の区域の概要

## 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の促進区域の範囲



## 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会の意見とりまとめ（概要）（2022年8月2日）

### <留意事項>

#### (1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。**
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。** 等

#### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。**公募占用計画の作成にあたっては、「4.おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ **地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける** 等
- ✓ 選定事業者は、**漁業影響調査を行う。**

#### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている**漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、とりまとめ別紙2に記載のエリアには洋上風力発電設備を設置しない。 等

#### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。 等

#### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルール**について、**関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。 等

#### (6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。** 等

#### (7) その他

- ✓ 今後、**上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

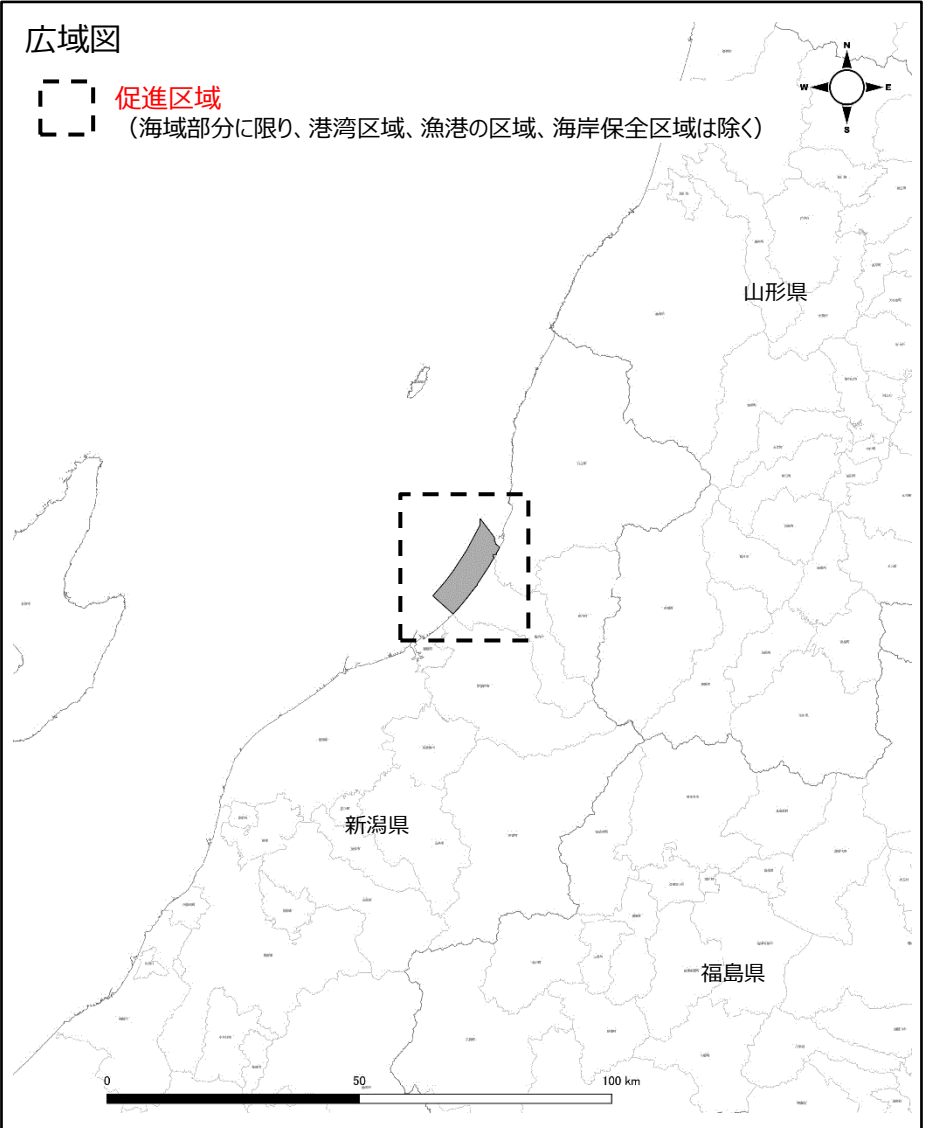
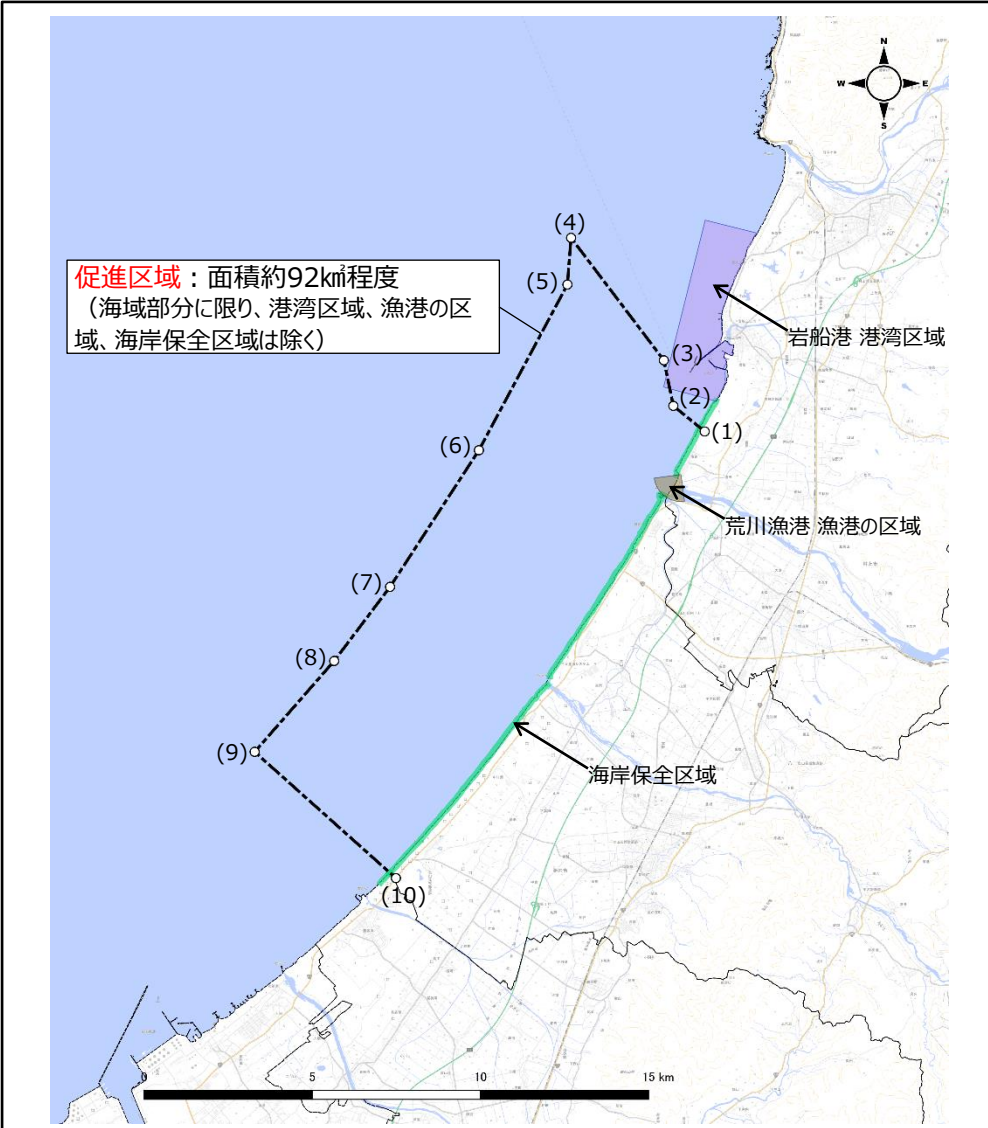
#### (8) -洋上風力発電事業を通じた男鹿市、潟上市及び秋田市の将来像-

- ✓ 少子化が進む当地域の活性化に向け、県内企業の参入拡大や雇用創出による**若年層の回帰・定着**のほか、**カーボンニュートラル・SDGsの理念を体現するエリア**として持続的な発展を期待。



# (参考) 新潟県村上市及び胎内市沖の区域の概要

## 新潟県村上市及び胎内市沖の促進区域の範囲



# (参考) 新潟県村上市及び胎内市沖の区域の概要

## 新潟県村上市及び胎内市沖における協議会の意見とりまとめ (概要) (2022年6月20日)

### <留意事項>

#### (1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。**
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。** 等

#### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。**公募占用計画の作成にあたっては、「4.おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ **地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける** 等
- ✓ 選定事業者は、**漁業影響調査を行う。**

#### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている**漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、とりまとめ別紙2に記載のエリアには洋上風力発電設備を設置しない。 等

#### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。

#### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。 等

#### (6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。** 等

#### (7) その他

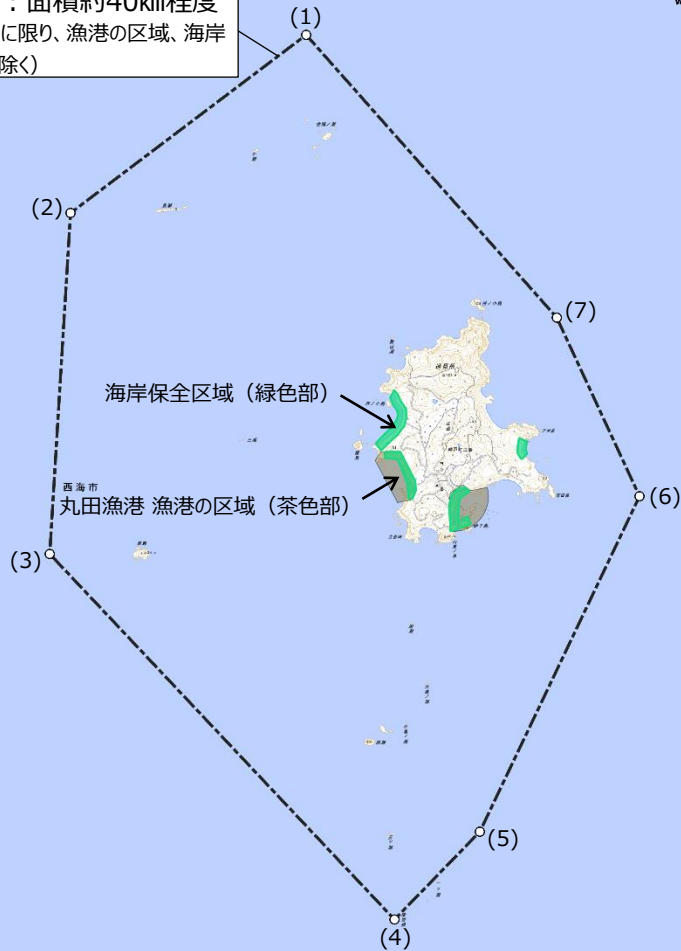
- ✓ 今後、**上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

#### (8) -洋上風力発電事業を通じた村上市及び胎内市の将来像-

- ✓ 村上地域の「**鮭文化**」をはじめ、地域の海面・内水面における**持続可能な漁業体制の構築**のほか、**地域で生まれ育つ人々による「シビックプライド」の醸成**につながる地域活性化を期待。

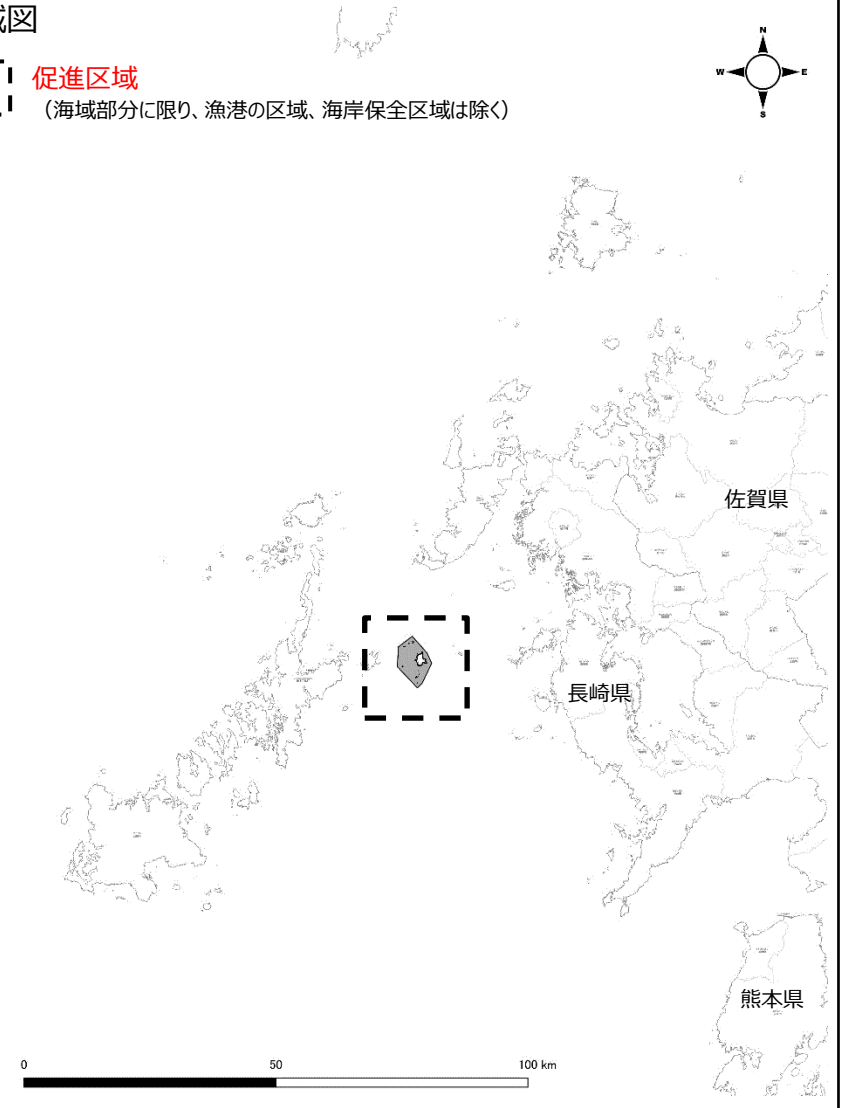
## 長崎県西海市江島沖の促進区域の範囲

**促進区域**：面積約40km<sup>2</sup>程度  
(海域部分に限り、漁港の区域、海岸  
保全区域は除く)



## 広域図

**促進区域**  
(海域部分に限り、漁港の区域、海岸保全区域は除く)



# (参考) 長崎県西海市江島沖の区域の概要

## 長崎県西海市江島沖における協議会の意見とりまとめ（概要）（2022年5月31日）

### <留意事項>

#### (1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。**
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。** 等

#### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。**公募占用計画の作成にあたっては、「4.おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ **地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。**
- ✓ 選定事業者は、**漁業影響調査を行う。** 等

#### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている**漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、江島島内の住宅から**800m以内の海域**には洋上風力発電設備等を**設置しない。** 等

#### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。 等

#### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルール**について、**関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。 等

#### (6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。** 等

#### (7) その他

- ✓ 今後、**上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

#### (8) おわりに -洋上風力発電事業を通じた江島の将来像-

- ✓ 過疎化が進行する江島の状況を改善し、漁業・地域振興策や先進技術の活用を通じた「**スマートアイランド化**」により、**将来にわたって江島が安心して快適な生活圏となることを目指す。**

# (参考) 公募プロセスの全体像

## <促進区域の指定>

### <「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づき公募占用指針を作成>

評価基準

供給価格上限額

その他の事項  
(参加資格等)

都道府県知事と学識経験者  
への意見聴取

調達価格等算定委員会への意見聴取

公募占用指針の決定

国が行う  
調査  
(公募に当たり  
必要な情報の  
提供)

【2か月～】  
▶ 都道府県知事等へ意見聴取をしながら、区域ごとの事情等も考慮して公募占用指針の案を作成。

### <公募の実施>

公募開始  
(公募占用指針の公示)

事業者から公募占用計画の提出

第1段階 公募占用計画の審査 (事務局で審査)

第2段階 公募占用計画の評価

地域との調整、地域経済等への波及効果についての都道府県知事からの意見の参考聴取

第三者委員会における評価

【原則6か月】  
▶ 公募に必要な期間は原則6か月

【2か月～】  
▶ 適合審査に必要な期間は2か月程度

【3か月～】  
▶ 評価に必要な期間は3か月程度

## <事業者選定>



# 本日御議論頂きたい事項

## (1) 再エネ海域利用法で規定されている事項について

- ① 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）
- ② 撤去に関する事項について（第12号関係）
- ③ 評価の基準について（第15号関係）
  - ・ 基本的な考え方
  - ・ 迅速性評価の基準および各評価項目の考え方
- ④ その他必要な事項について（第16号関係）
  - ・ 能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について
  - ・ 落札制限の実施について

## (2) 調達価格等算定委員会において意見聴取する論点について

- ① 迅速性のペナルティについて
- ② 公募への参加を認めない期間について

# 促進区域と一体的に利用できる港湾に関する事項

- 「一般海域における占用公募制度の運用指針」（令和4年10月改訂）に基づき、公募占用指針において「促進区域と一体的に利用できる港湾」に関する情報を記載する（このうち、主な記載事項は以下のとおり）。

	秋田県八峰町及び能代市沖	秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖	新潟県村上市及び胎内市沖	長崎県西海市江島沖
促進区域と一体的に利用できる港湾(※)	能代港・秋田港		※利用施設について調整中のため、公募開始時の公募占用指針に記載	北九州港
当該港湾内のふ頭・諸元 (位置図はp15参照)	【能代港】 大森埠頭（岸壁水深10m、岸壁延長180m、最大耐荷重 約35t/m <sup>2</sup> 、利用可能面積 約8ha）  【秋田港】 飯島埠頭（岸壁水深11m、岸壁延長190m、最大耐荷重 約35t/m <sup>2</sup> 、利用可能面積 約8ha）			響灘東地区 (岸壁水深10m、岸壁延長180m、最大耐荷重 約35t/m <sup>2</sup> 、利用可能面積 約8ha)
利用可能期間	【能代港】 設置工事：2024/4/1～2026/3/31、2029/4/1～2034/3/31 撤去工事：2046/4/1～2051/9/30、2053/7/1～2055/9/30  【秋田港】 設置工事：2024/1/1～2028/2/29、2031/4/1～2034/3/31 撤去工事：2046/4/1～2051/9/30、2054/1/1～2055/9/30			設置工事：2026/6/1～2034/3/31 撤去工事：2048/6/1～2055/9/30

(備考) これまでの公募占用指針と同様に、公募占用計画の提出に先立ち、管轄する地方整備局及び港湾管理者に対して港湾施設の利用スケジュール等を通知し、利用可能であることの確認が必要（公募占用指針においてその旨を記載）。  
 また、「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外に、事業者自らが利用できるとして調整した港湾がある場合は、その活用が認められる（当該港湾が活用できることを証する資料の添付が要件）。

【参考】一般海域における占用公募制度の運用指針（抜粋）

第2章1.

(2) 公募占用指針に定めるべき事項

7) 港湾に関する事項（本法第13条第2項第11号）

発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して、**促進区域と一体的に利用できる港湾**及び**当該港湾内のふ頭**並びに**当該ふ頭の諸元**（岸壁水深、岸壁延長、最大耐荷重、面積等）及び**利用条件**（利用可能期間、貸付料の基礎となる額等）を公募占用指針において明記する。

# 【参考】ふ頭の位置図

## 能代港（大森埠頭）



## 秋田港（飯島埠頭）

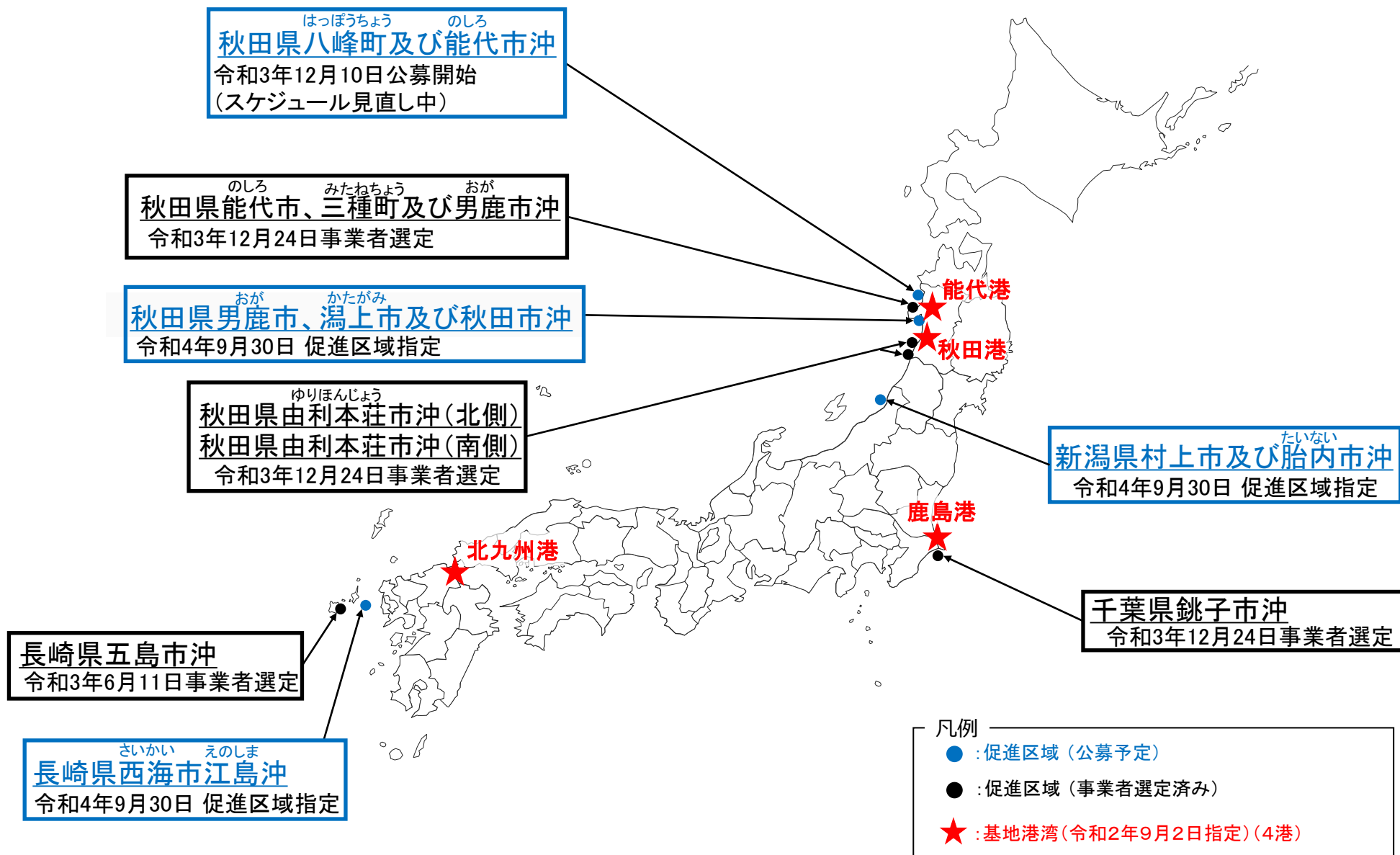


## 北九州港（響灘東地区）



※「新潟県村上市及び胎内市沖」に係る「促進区域と一体的に利用できる港湾」のふ頭については、公示時の公募占用指針に記載

# 【参考】促進区域と基地港湾の位置図





# 【参考】現時点で指定済の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾

- 令和2年9月に能代港、秋田港、鹿島港、北九州港を海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定済。

## ○能代港

### 【事業の概要】

- 整備施設：岸壁(水深10m(暫定))、(地耐力強化)、泊地(水深10m(暫定))
- 事業期間：令和元年度～令和5年度



## ○秋田港

### 【事業の概要】

- 整備施設：岸壁(地耐力強化)
- 事業期間：令和元年度～令和2年度

### 【貸付の概要】

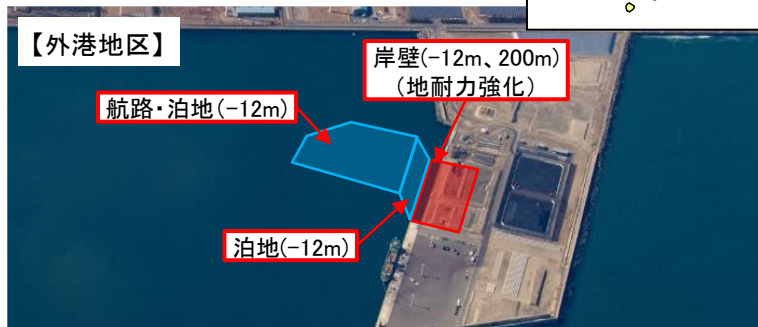
- 貸付期間：令和3年4月9日～令和28年12月1日
- 独占排他的使用期間：令和3年4月9日～令和5年12月31日(風車建設)  
令和24年12月1日～令和28年12月1日(風車撤去・解体)
- 賃借人：秋田洋上風力発電株式会社



## ○鹿島港

### 【事業の概要】

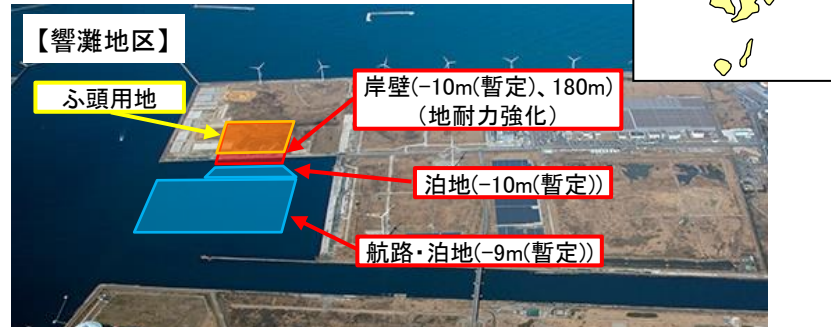
- 整備施設：岸壁(水深12m)、(地耐力強化)、航路・泊地(水深12m)、泊地(水深12m)
- 事業期間：令和2年度～令和5年度



## ○北九州港

### 【事業の概要】

- 整備施設：岸壁(水深10m(暫定))、(地耐力強化)、泊地(水深10m(暫定))、航路・泊地(水深9m(暫定))、ふ頭用地
- 事業期間：令和2年度～令和6年度





# 本日御議論頂きたい事項

## (1) 再エネ海域利用法で規定されている事項について

- ① 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）
- ② 撤去に関する事項について（第12号関係）
- ③ 評価の基準について（第15号関係）
  - ・ 基本的な考え方
  - ・ 迅速性評価の基準および各評価項目の考え方
- ④ その他必要な事項について（第16号関係）
  - ・ 能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について
  - ・ 落札制限の実施について

## (2) 調達価格等算定委員会において意見聴取する論点について

- ① 迅速性のペナルティについて
- ② 公募への参加を認めない期間について

## 撤去に関する事項（撤去の方法、保証の額）

- 撤去に係る事項として、第1R公募の公募占用指針について議論した際には、①撤去の方法、②保証の額、③撤去の担保方法、④保証の開始の時期について御議論頂いた。
- 洋上風力発電の撤去に関する制度等について現時点においても大きく状況が異なる点はないため、基本的には**第1R公募の公募占用指針と同様に定めることとする。**
- なお、第1R公募の公募占用指針では、促進区域内に設置する洋上風力発電施設の撤去にあたっては、原則は原状回復することとし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づく環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めることとしている。
- これに関し、2021年9月に環境省より、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」が示されており、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、同考え方に留意し対応するよう、公募占用指針で補足することとする。

（参考）環境省プレスリリース（2021年9月30日）

「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」の公表について

<https://www.env.go.jp/press/110046.html>

## 第12号 撤去に関する事項（撤去の方法、保証の額）

- 撤去に係る事項として、長崎県五島市沖の際には、①撤去の方法、②保証の額、③撤去の担保方法、④保証の開始の時期、について御議論頂いた。
- このうち、③④については、区域等に応じて変わるものではなく共通のものであることから、長崎県五島市沖の公募占用指針と同様に定めることとしてはどうか。
- ①撤去の方法と②保証の額については、長崎県五島市沖の場合は浮体式洋上風力発電であったが、今回対象となる3ヶ所については、全て着床式であり、浮体式に比べて欧州における撤去実績等があることを踏まえ、一部補足して定めることとしてはどうか。

### 【長崎県五島市沖の公募占用指針に一部補足して定める事項】

#### ＜①撤去の方法＞

- 本事業における洋上風力発電設備の撤去に関しては、長崎県五島市沖の公募占用指針と同様に原状回復を原則としてはどうか。
- ただし、欧州では着床式洋上風力のモノパイルの一部について残置が認められている場合があり、我が国においても、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づくと、洋上風力発電施設は、原則として海洋に捨ててはならないが、撤去時に海防法第43条の2第1項の規定による環境大臣の廃棄の許可を受ける場合は、残置を行うことは可能。
- このため、本公募でも、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件として、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めてはどうか。

※但し、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に帰するものとする。

※一部残置を想定した公募占用計画を作成する場合は、海底面下1m以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。

※なお、環境大臣により許可を得て、洋上風力発電施設の一部を残置する行為は、法第12条における禁止行為に当たらず、また、当該行為は、法第10条第1項における国土交通大臣の許可を要しない。

## 第12号 撤去に関する事項（撤去の方法、保証の額）

### ＜②保証の額＞

- 着床式洋上風力について原状回復を行おうとする場合、地質の形状等により撤去の困難度が変わり、また、撤去に伴う周辺環境への影響を考慮する必要があるが、**公募段階では、風車を設置する箇所**の地質や周辺環境等が必ずしも判明していないため、**撤去方法及びその額を各事業者が正確に算出等することは困難**である。
- このため、公募段階における撤去費用については、一律に、国際的な認証機関であるDNV-GLが着床式洋上風力の撤去費用として試算した**海洋における施工費の70%**とすることとし、撤去算出の方法等は評価の対象とはしないこととしてはどうか。
- 一方で、事業者選定後には、**撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行うこととし、経済産業省、国土交通省、環境省にも相談の上、工事着手日までに保証の額等を変更（公募占用計画を変更）**することとしてはどうか。
- また、今後、長期的に技術開発等が進むことも想定されることから、**技術開発等に伴う撤去方法及び撤去費用の見直し（例：10年ごとの見直し）についても可能**であることを記載してはどうか。

# 本日御議論頂きたい事項

## (1) 再エネ海域利用法で規定されている事項について

- ① 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）
- ② 撤去に関する事項について（第12号関係）
- ③ 評価の基準について（第15号関係）
  - ・ 基本的な考え方
  - ・ 迅速性評価の基準および各評価項目の考え方
- ④ その他必要な事項について（第16号関係）
  - ・ 能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について
  - ・ 落札制限の実施について

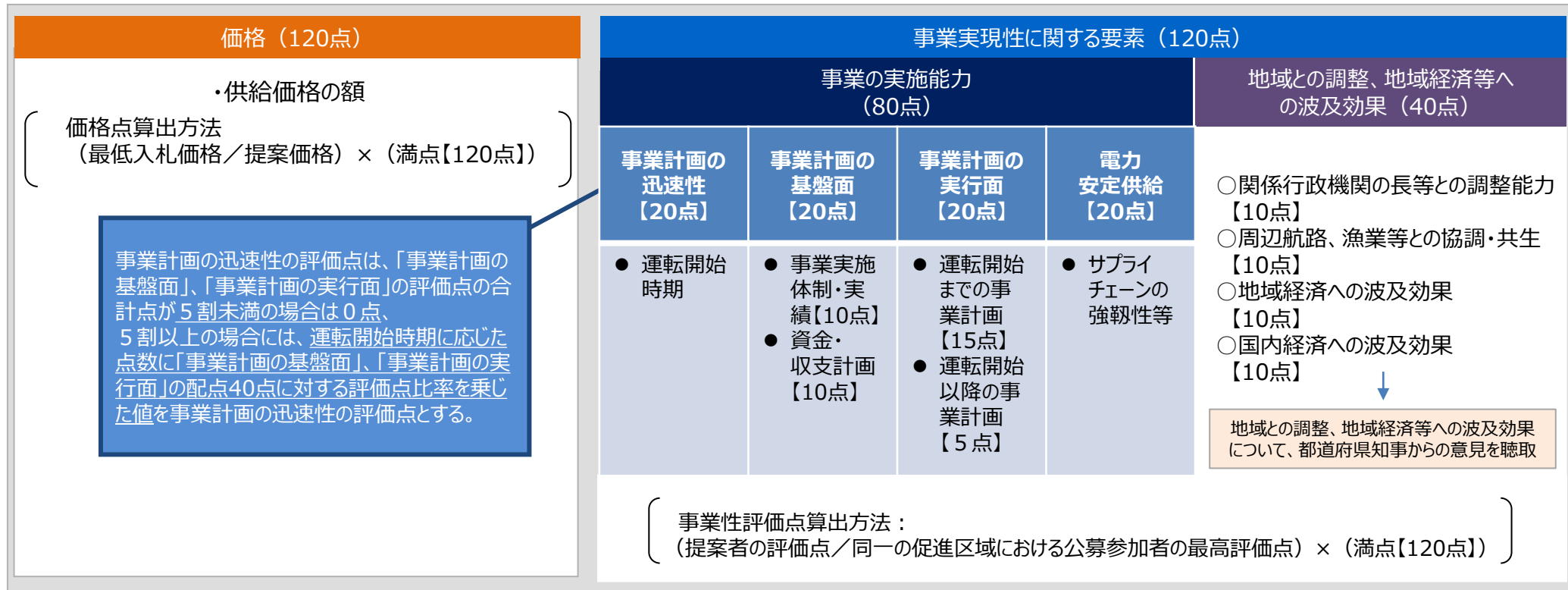
## (2) 調達価格等算定委員会において意見聴取する論点について

- ① 迅速性のペナルティについて
- ② 公募への参加を認めない期間について



- 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」の4海域に係る公募の評価基準については、本合同会議において議論した**今般の新たな公募プロセス及び新たな運用指針において示した評価基準**とし、本日は補足的に定める必要がある事項として、「事業計画の迅速性評価の基準」および「各評価項目の考え方」について御議論いただきたい。

＜評価の方法＞



第三者委員会の評価



経済産業大臣、国土交通大臣による評価

# 事業実現性に関する評価項目

＜参考＞一般海域における占用公募制度の運用指針（令和4年10月）より抜粋

大項目	中項目	小項目	確認方法の例
事業の実施能力	事業計画の迅速性		・事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価。
	事業計画の基盤面	事業実施体制・実績	・公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価。
		資金・収支計画	・適切な財務計画となっているかを評価。
	事業計画の実行面	運転開始までの事業計画	・スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程の適切性を評価。
		運転開始以降の事業計画	・維持管理、撤去の適切性を評価。
	電力安定供給		・電力の安定供給の観点から、安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価。
地域との調整、地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力		・知事意見を聴取。 ・関係行政機関の長等との調整を行う者調整実績を評価。
	周辺航路、漁業等との協調・共生		・知事意見を聴取。 ・地域や漁業等との協調・共生策の提案内容を評価。
	地域経済波及効果		・知事意見を聴取。 ・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価。
	国内経済波及効果		・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価。

※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつコスト縮減する取り組みを計画的に進めることとする。

## 事業実現性の評価の考え方（事業計画の迅速性を除く）

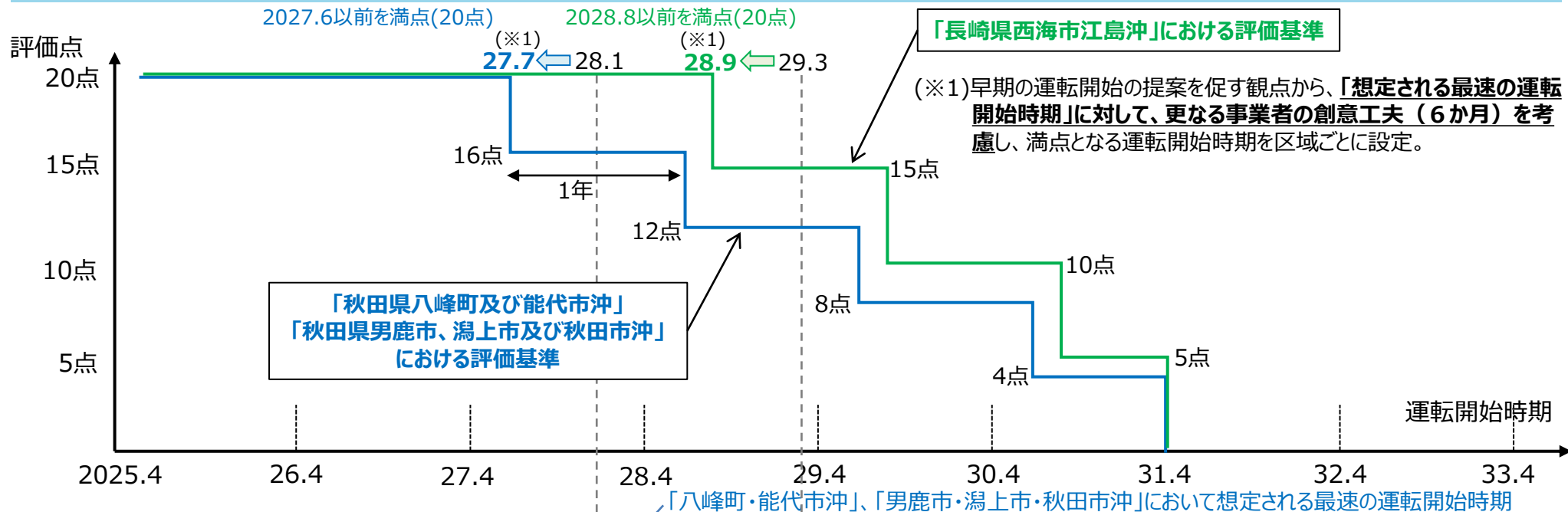
<参考> 一般海域における占用公募制度の運用指針（令和4年10月）より抜粋

評価区分	評価の基本的な考え方 【事業実施能力関係】 ※事業計画の迅速性を除く	評価の基本的な考え方 【地域調整、波及効果関係】 ※国内経済波及効果を除く
トップランナー	「優れている」の基準を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。
優れている	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。
ミドルランナー	「良好」を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施する上で必要な検討が具体的になされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。
良好	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。
最低限必要なレベル	事業計画において最低限満たす必要のある内容を満たしているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

# 事業計画の迅速性評価の基準

- 2030年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価する観点から、2030年度までに運転開始を予定している提案について迅速性を評価することとし、「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間等を踏まえた段階的な評価基準を設定する。具体的には、促進区域ごとに以下のような評価基準とする。

※さらに、事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合には、同合計点の評価点比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。



能代港		利用予定あり																		
秋田港	→ 利用開始		(※2) 2027.12																	
北九州港	利用予定あり	→ 利用開始				(※2) 2029.2														

「長崎県西海市江島沖」において想定される最速の運転開始時期

(※2) 基礎設置・風車据付等の標準的な海上施工期間等を考慮し、基地港湾の利用開始後2年9か月目に運転開始と想定  
(1年目にヤード整備・資機材搬入等、2年目に基礎設置、3年目にプレアセンブリ・風車据付を想定)

(注) 「新潟県村上市・胎内市沖」についても、上記と同様の考え方により、公募開始時の公募占用指針に評価基準を記載。

# 各評価項目の考え方

## 1. 事業計画の実現性（事業計画の基盤面）

### (1) 事業実施体制・事業実施実績（10点満点）

国内でもまだ前例のない大規模洋上風力発電事業について、長期的、安定的かつ効率的に実施が可能な事業者であるかを評価するため、洋上風力発電事業の実績の有無、効率的な事業実施体制の構築、事業継続に係るリスク管理などの事業の基盤的要素を評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	○「優れている」の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を <b>确实・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。</b>
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 <b>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。</b>
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①～③のいずれも満たすもの。 ① <b>SPCの意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。</b> ② <b>SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。</b> ③ <b>緊急時体制・対応・訓練について、具体的かつ実現可能性のある内容である。</b>
良好 (2.5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 <b>公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。</b>
最低限必要なレベル (0点)	① <b>応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。</b> ② <b>各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。</b> （事業への出資参画のみの実績は評価しない。国内外の実績は問わない。） ③ <b>当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。または、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。《①～③いずれも満たす必要》</b>
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

# リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
事業実施体制 ・事業実施実績	緊急事態（自然災害やサイバー攻撃等）への対応体制不備	・自然災害等により、想定していた建設・運転が中断・休止または遅延するリスク
	コンソーシアムの事業実施体制構築不全	・コンソ構成員の能力不足や、一部構成員の離脱等により、コンソ構成員間で当初想定していた機能分担が実現しない等、十分な事業実施体制が構築できなくなるリスク
	委託事業者（風車メーカー、EPC、PPA、O&M等を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先）との契約締結難航・契約不履行・解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業者との契約交渉（価格面等）が難航し、入札時点に想定していた経済性や操業安定性が悪化するリスク</li> <li>・コンソーシアムと委託事業者間の理解相違等により契約が不履行、または、当初想定していた内容から大きく乖離した形で履行されるリスク。</li> <li>・委託事業者の撤退等により契約解除に至るリスク。</li> </ul>



# 各評価項目の考え方（続き）

## 1. 事業計画の実現性（事業計画の基盤面）

### (2) 資金・収支計画（10点満点）

建設に大規模な資本を要する洋上風力発電事業について、資金調達やその資金返済が適切な計画となっているか、また20年間超の長期にわたってO&Mを実施するための運転資金や撤去費用について確保できているか、またインフレなど様々なリスク要因を踏まえた、適切な財務計画が立てられているかを評価し、長期的、安定的かつ効率的な洋上風力発電事業を実施可能な事業者であるかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	○「優れている」と評価されるもののうち、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの。
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 ①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。 ②公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、全てのケースでLLCR（ $LLCR = \Sigma(\text{元利金支払前キャッシュフローの現在価値}) / \text{借入元本}$ ）が1.0以上であるもの。 ③プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。
ミドルランナー (5点)	○「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。
良好 (2.5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 ①公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、相応に蓋然性の高いリスクが発現したケースでLLCR（ $LLCR = \Sigma(\text{元利金支払前キャッシュフローの現在価値}) / \text{借入元本}$ ）が1.0以上のもの。 ②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がA - またはA 3以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もりまたは過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。 ②必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。 ③事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用等を考慮したものであること。 ④当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であるもの。 ⑤撤去費用が適切に確保されているもの（撤去期限までに必要額の積立が計画されているもの） 《①～⑤のいずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

# リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分		リスクシナリオの概要	
資金・収支計画	運転開始までの資金調達	追加資金調達の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融市場の変化等により、資金調達が当初想定していた通りに進まず開発資金が不足するリスク。</li> <li>・工期遅延等により開発・建設費用が増加（コストオーバーラン）し、当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク。</li> </ul>	
	運転開始以降のキャッシュフロー	収入減少	風況変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風況の悪化により、想定発電量が減少するリスク</li> <li>【感度分析】風況が超過確率P90の場合の発電電力量となる場合</li> </ul>
			故障や事故による稼働率低迷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、稼働率が低迷することで想定発電量が減少するリスク</li> </ul>
			出力抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力需給バランスの変化により発電量が需要量を上回り、出力抑制が発生し、想定発電量が減少するリスク</li> </ul>
			卸市場価格低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸市場価格が低下した場合のリスク（卸市場価格に連動するPPA契約下での売電についても該当）</li> </ul>
			オフテイクの契約不履行・倒産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PPA需要家の財務状況悪化等により、PPA契約の不履行が発生するリスク（未払発生のみならず、売電単価の値下げ要求等契約内容の変更リスクも含む）</li> </ul>
		費用増加	金利変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気や金融政策を受け、金利水準が上昇するリスク</li> </ul>
			インバランス負担変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（F I P制度の下で）インバランス負担が増大するリスク</li> </ul>
			故障や事故による費用増大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、維持管理費用が増大するリスク</li> <li>【感度分析】維持管理費用が1割増大する場合</li> </ul>
			物価・人件費高騰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料価格や人件費の高騰や為替変動により調達コスト水準が上昇し、維持管理費用が増大するリスク</li> </ul>
			保険料上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生等により保険料支払いが増大するリスク</li> <li>【感度分析】保険料支払いが15%増大する場合</li> </ul>

# 各評価項目の考え方（続き）

## 1. 事業計画の実現性（事業計画の実行面）

### （3）運転開始までの事業計画（スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程）（15点満点）

洋上風力発電事業のプロジェクトが確実に運転開始まで至れるかどうかを評価するため、計画の実現可能性を評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (15点)	<p>○「優れている」と評価されるもののうち、以下①、②のいずれも満たすもの。</p> <p>① <b>運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れている</b>と評価されるもの。</p> <p>② <b>設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされている</b>と評価されるもの。</p>
優れている (11.25点)	<p>○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、<b>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れている</b>と評価されるもの。</p>
ミドルランナー (7.5点)	<p>○「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～⑥のいずれも満たすもの。</p> <p>① <b>ウェイクの影響等を考慮し、<u>超過確率P50（※）の年間発電電力量の最大化を実現する配置</u>となるように検討されていることを示すため、<u>第三者機関等による適切な発電量予測</u>が行われているもの。</b>（※50%の確率で達成可能と見込まれる数値。平年値相当。）</p> <p>② <b>国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの。</b></p> <p>③ <b>サイトに応じて求められる水準の型式認証（CLASS Tなど）を取得済みの風車を用いているもの、または同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの。</b></p> <p>④ <b>工事の確実性や効率性を示す検討内容やそれらの考え方が明確に示されているもの。</b></p> <p>⑤ <b>工事開始前までにISO45001（労働安全衛生）や建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。</b></p>
良好 (3.75点)	<p>○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、<b>公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れている</b>と評価されるもの。</p>

# 各評価項目の考え方（続き）

## 1. 事業計画の実現性（事業計画の実行面）

### （3）運転開始までの事業計画（スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程）（15点満点）

洋上風力発電事業のプロジェクトが確実に運転開始まで至れるかどうかを評価するため、計画の実現可能性を評価する。

評価区分	評価の考え方
最低限必要なレベル （0点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公募占用計画の認定から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。</li> <li>②航路や港湾施設等との隔離距離について適切にとられているもの。</li> <li>③騒音や振動、電波障害等の社会制約要因を適切に考慮した配置となっているもの。</li> <li>④促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの。</li> <li>⑤洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの。</li> <li>⑥施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されているもの。</li> <li>⑦自然条件や施工方法等に照らして適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。</li> <li>⑧施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。</li> <li>⑨協議会意見とりまとめの設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画となっているもの。</li> </ul> <p>《①～⑨のいずれも満たす必要》</p>
失格	<p>○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。</p>

# リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始までの事業計画 (開発・建設・試運転期間)	許認可プロセス難航	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設面（WF 認証等）や環境面（環境アセス等）、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク</li> </ul>
	設計変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入札時点で想定していた設計が変更されるリスク</li> </ul>
	主要部品や船舶の調達難航	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク</li> </ul>
	建設遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天候不順、設計・施工欠陥、必要人材の調達不調、基礎部品や海底ケーブル等の品質未達等により施工スケジュールが後ろ倒しとなるリスク</li> </ul>
	地域関係者との調整難航	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発から試運転までの期間を通じ、地域関係者との間で調整が難航するリスク</li> </ul>



# 各評価項目の考え方（続き）

## 1. 事業計画の実現性（事業計画の実行面）

### （4）運転開始以降の事業計画（維持管理、撤去）（5点満点）

運転開始以降のO&Mや撤去計画（撤去費用の確保）の実現可能性を評価し、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能な事業者であるかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー （5点）	○「優れている」と評価されるもののうち、メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。
優れている （3.75点）	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったりリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー （2.5点）	「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～②のいずれも満たすもの。 ①各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。 ②撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。
良好 （1.25点）	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル （0点）	①各種法令への対応が明記されているもの ②「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」に明らかに準拠していないものではないもの。 ③運営・維持管理段階の労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、 <u>管理体制</u> や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 ④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。 ⑤撤去費用の確保方法が示されているもの（撤去期限までに必要額の積立や金融機関からのLOI取得）。 ⑥協議会意見とりまとめの発電事業の実施や事業終了時の設備等の扱いに係る留意点を考慮した維持管理計画や撤去方針となっているもの。 《①～⑥のいずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。



# リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始以降の事業計画	風車基幹部（ローター・ナセル）や海底ケーブルの損傷	・自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、風車や海底ケーブルが損傷を受けるリスク
	上記以外の設備の故障	・上記以外の設備について、自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、不具合や故障が発生するリスク

# 各評価項目の考え方（続き）

## 2. 電力安定供給（20点満点）

2050年のカーボンニュートラルを見据えて、洋上風力発電は再生可能エネルギーの主力電源化の切り札となることが期待されているところ、日本の電力安定供給の確保の観点から、今後形成される国内の洋上風力サプライチェーン（SC）に関し、電力の安定供給に資するようなSC構築となっているかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (20点)	○「優れている」と評価されるもののうち、 <b>安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンやO&amp;Mの取組内容が特に優れている</b> と評価されるもの。
優れている (15点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 <b>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったりリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れている</b> と評価されるもの。
ミドルランナー (10点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①、②いずれも満たすもの。 ①ハード（設備・部品調達等）に係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、 <b>故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定した上で、（i）国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、（ii）サプライチェーンの複線化、（iii）調達期間の短納期化等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討</b> がなされている。 ②ソフト（人材等）に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のための <b>メンテナンス人材の育成・確保を具体的に検討</b> している。
良好 (5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 <b>公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れている</b> と評価されるもの。
最低限必要なレベル (0点)	○ <b>主要なハード（洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル）に関するサプライチェーン形成計画（部品の調達先候補、予備品の保管場所）が具体的に示されている</b> もの。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

# リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
電力安定供給 (運転開始以降を想定)	部品調達	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、交換が必要な部品がスケジュール通りに入荷しないリスク
	船舶調達	・維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を十分に調達できなくなるリスク
	人員確保	・維持管理に必要な人員（作業員等）を十分に確保できなくなるリスク

# 各評価項目の考え方（続き）

## 3. 関係行政機関の長等との調整能力（10点満点）（都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目）

洋上風力発電事業は海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域との共生が重要な電源であるため、地域との調整実績について評価する。

※いずれの評価区分も知事意見を優先。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②以下に基づき評価。  
その場合、「最低限必要なレベル」は、②～④のいずれも満たすもの。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。</li> <li>② 「優れている」と評価されるもののうち、<b>国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績</b>があるもの。</li> </ul>
優れている (7.5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。</li> <li>② 「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、<b>国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績</b>があるもの。</li> </ul>
ミドルランナー (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。</li> <li>② 「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i )、ii ) のいずれかを満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) <b>国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績</b>があるもの。</li> <li>ii ) <b>洋上風力発電事業との親和性が高い事業</b>（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、<b>関係行政機関の長との調整実績</b>があるもの。</li> </ul> </li> </ul>
良好 (2.5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。</li> <li>② 「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、<b>その他事業</b>（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、<b>関係行政機関の長との調整実績</b>があるもの。</li> </ul>
最低限必要なレベル (0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。</li> <li>② 事業実施体制において、<b>関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。</b></li> <li>③ <b>関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。</b></li> <li>④ 当該実績について、<b>親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。</b>または、事業実施体制を踏まえて、<b>これと同等と言える根拠</b>があるもの。</li> </ul>
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

※公平性・公正性の担保を前提に、関係市町村、漁業関係者等の意見を知事意見に反映できる仕組とする。（P41参照）

## 4. 周辺航路、漁業等との協調・共生（10点満点）（都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目）

洋上風力発電事業は海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域との共生が重要な電源であるため、周辺航路、漁業等との協調・共生策について、地域の要望も踏まえながらより適切な提案がなされているかどうかを評価する。

※いずれの評価区分も知事意見を優先。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②に基づき評価。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。



# 各評価項目の考え方（続き）

## 5. 地域経済波及効果（10点満点）（都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目）

地域や国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価する。

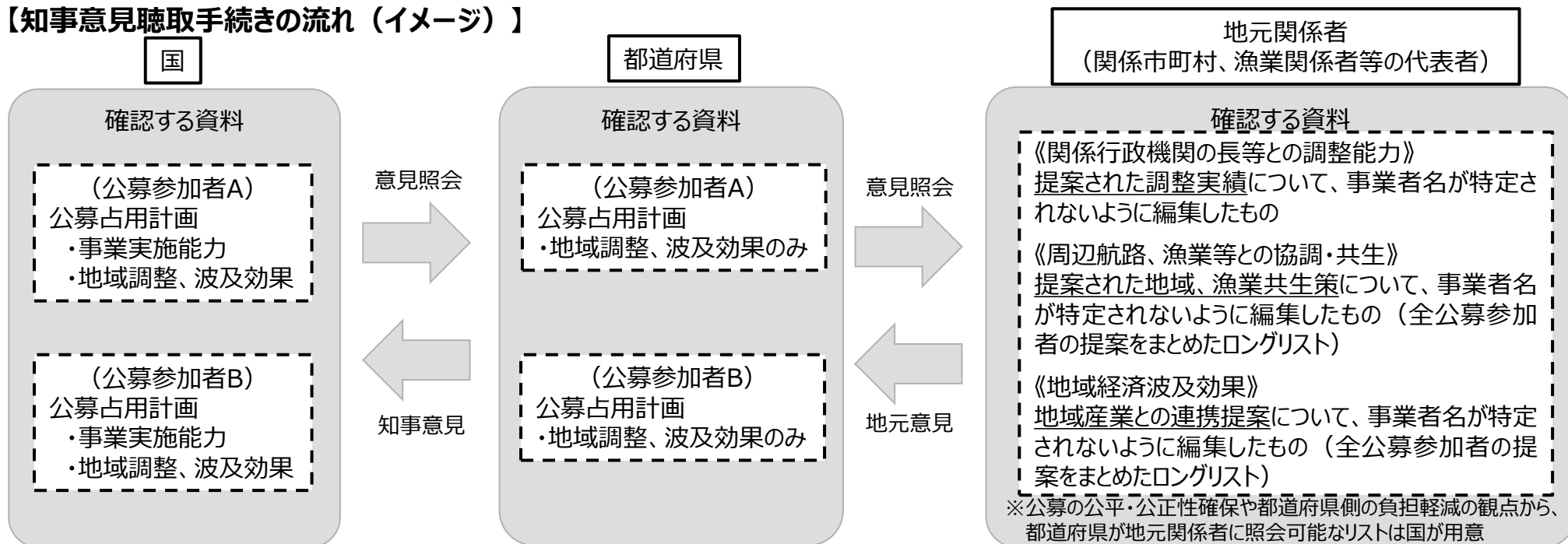
※いずれの評価区分も知事意見を優先。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②に基づき評価。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、 <b>中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの</b> 。
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 <b>高い波及効果を有するもの</b> 。
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ② <b>経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示されているもの</b> 。
良好 (2.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ② <b>経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが一部不明確なもの</b> 。
最低限必要なレベル (0点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ② <b>経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示されていないもの</b> 。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

# 知事意見聴取手続の進め方

1. 秋田2海域・千葉1海域に引き続き、「**関係行政機関の長等との調整能力**」、「**周辺航路、漁業等との協調・共生**」、「**地域経済波及効果**」の3項目について、地域の代表としての**都道府県知事意見を聴取し、これを最大限尊重して評価を実施。**
  2. このため、**公募の公平性・公正性が担保された形で、関係市町村、漁業関係者等の意見を適切に踏まえつつ、知事意見を提出いただくことが重要。**
  3. 都道府県が関係市町村、漁業関係者等へ意見照会を行う場合には、**以下を参考とし、具体的な手順は個別に調整。**
    - (1) 地元関係者のうち意見を代表する者を決定し、当該者から公募占用計画の情報に関する**守秘義務宣誓書**を提出いただく。  
(意見を代表する者が複数名となることは可。ただし、当該海域の公募占用計画作成に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは公平性の観点から除外。)
    - (2) その上で、公募の公平性・公正性の観点から、特定の場所・特定の時間において計画内容を確認いただき、その場で回答いただく。(自治体の判断により委員会形式も想定。)
- ※知事による評価基準については、再エネ海域利用法第13条第5項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、当該知事からあわせて回答いただくとともに、公募占用指針公表時に公表する。

## 【知事意見聴取手続の流れ（イメージ）】



## 各評価項目の考え方（続き）

### 6. 国内経済波及効果（10点満点）

国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、国内経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	○「優れている」と評価されるもののうち、 <b>中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの。</b>
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」に評価されるもののうち、 <b>高い波及効果を有するもの。</b>
ミドルランナー (5点)	○ <b>経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示されているもの。</b>
良好 (2.5点)	○ <b>経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。</b>
最低限必要なレベル (0点)	○ <b>経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示されていないもの。</b>
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

# 本日御議論頂きたい事項

## (1) 再エネ海域利用法で規定されている事項について

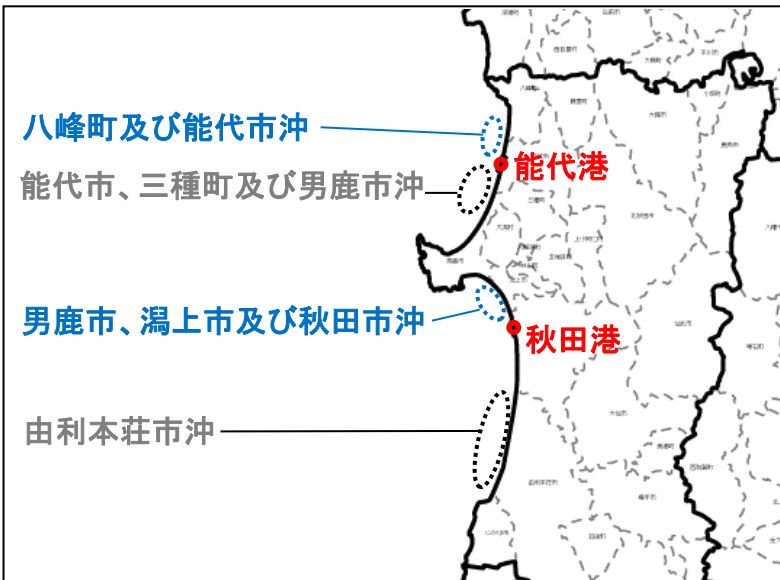
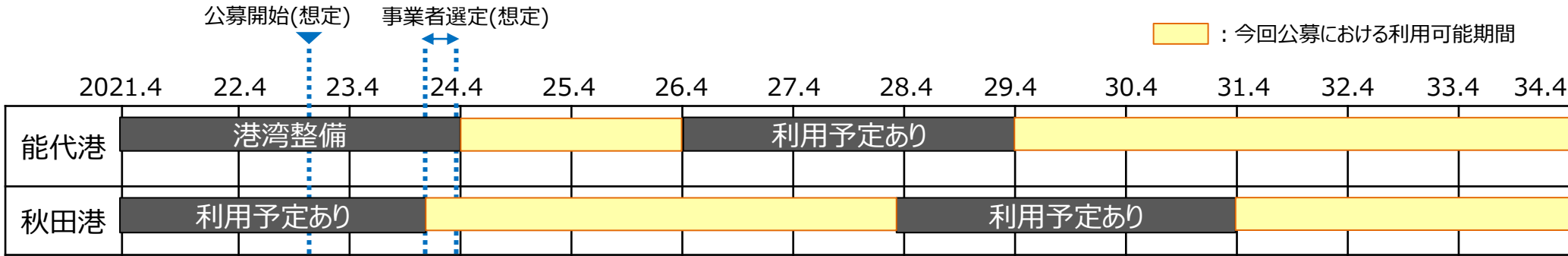
- ① 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）
- ② 撤去に関する事項について（第12号関係）
- ③ 評価の基準について（第15号関係）
  - ・ 基本的な考え方
  - ・ 迅速性評価の基準および各評価項目の考え方
- ④ その他必要な事項について（第16号関係）
  - ・ 能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について
  - ・ 落札制限の実施について

## (2) 調達価格等算定委員会において意見聴取する論点について

- ① 迅速性のペナルティについて
- ② 公募への参加を認めない期間について

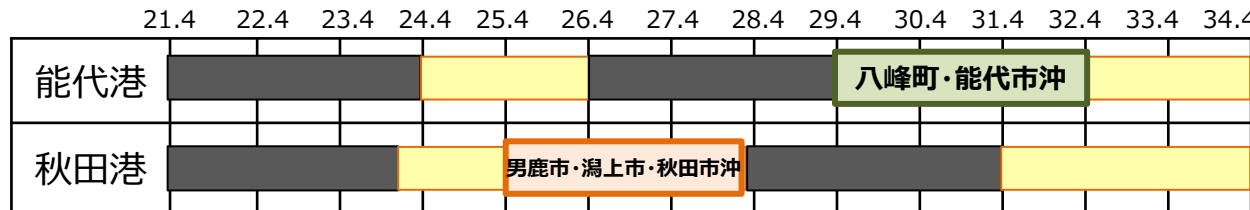
# 能代港・秋田港の利用について

- それぞれ近傍に位置する「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、発電設備の設置、維持管理等の拠点として能代港・秋田港の利用が想定される。
- 前回までの議論を踏まえ、**基地港湾の効率的な利用、早期の運転開始を図る観点から、上記2区域の公募においては、能代港・秋田港を相互に利用できることとしたい。**この場合、**異なる促進区域間において利用期間の重複が生じる可能性があることから、事業者選定の方法を公募占用指針で定めることとする。**

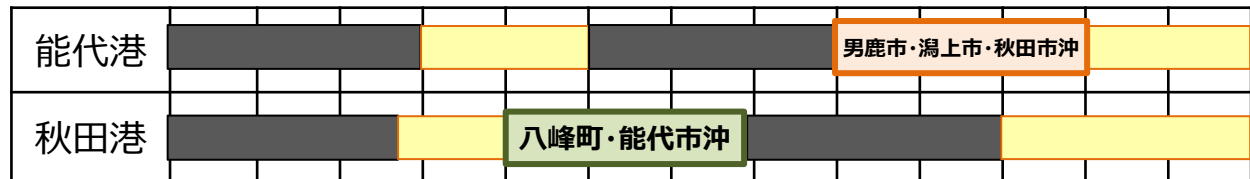


## 基地港湾の効率的な利用の例

(例①)



(例②)





# 能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について

- 異なる促進区域間において基地港湾の利用重複が生じた場合の選定方法について、第16回合同会議（2022年10月14日開催）において御審議頂いたところ。その際、事務局から提示した案の概要は以下のとおり。

## <事業者選定プロセス>

公募占用計画の提出

促進区域ごとに公募占用計画の審査・評価（評価点の算出）※利用重複は考慮しない

促進区域間で、  
評価点1位の計画に利用重複なし

促進区域間で、  
評価点1位の計画に利用重複あり

利用重複した基地港湾を利用できる公募参加者の決定

利用重複を避けた公募占用計画の選定

促進区域ごとに選定事業者の仮決定

落札制限が適用される場合

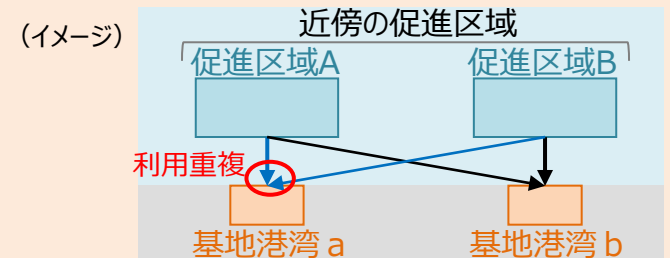
同一の公募参加者が、一定規模以上となる複数区域において評価点1位

落札制限の実施

全ての促進区域において選定事業者の決定

## 前回お示した案

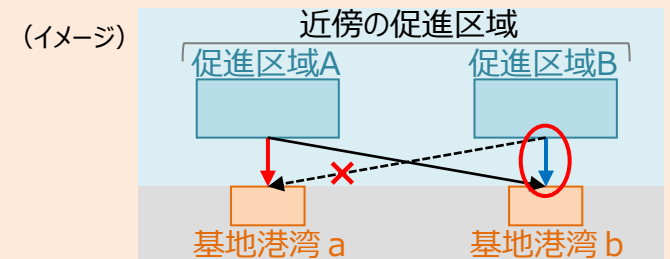
- 「評価点1位の計画」と「利用重複しない次点の計画」との点差に着目し、当該点差の海域間比較により決定（点差の大きな区域の公募参加者が利用）。



利用重複した a 港を利用できる公募参加者を決定

## 前回お示した案

- (案a) 利用重複した計画を無効とし、利用重複しない最も評価点の高い計画を選定
- (案β) 利用重複した計画の提出者に、利用重複を避けた計画の再提出を認め、再評価結果に応じて選定



促進区域Bにおいて、利用重複しない計画を選定

# 能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について（続き）

前回の合同会議での議論を踏まえた、主要な論点は以下のとおり。

- ① 評価点 1 位であっても、他の区域の入札結果によって不選定となる可能性があることは、予見性・合理性・透明性に欠けるのではないか。
- ② 複数案の公募占用計画の提出を認める方法（案α）は、公募参加者の負担が過大ではないか。
- ③ 利用重複時に計画の再提出を認める方法（案β）は、事業者選定の時期が 3～4 か月遅れる可能性があり、迅速性を求めることに逆行するのではないか。選定後の風況・海底地盤調査等の工程に影響が生じ、運転開始時期への影響が生じるのではないか。
- ④ 案βについて、再提出時の記載事項の変更をどこまで認めるべきか。
- ⑤ 異なる促進区域間において、点差の大小関係を比較することは妥当なのか。

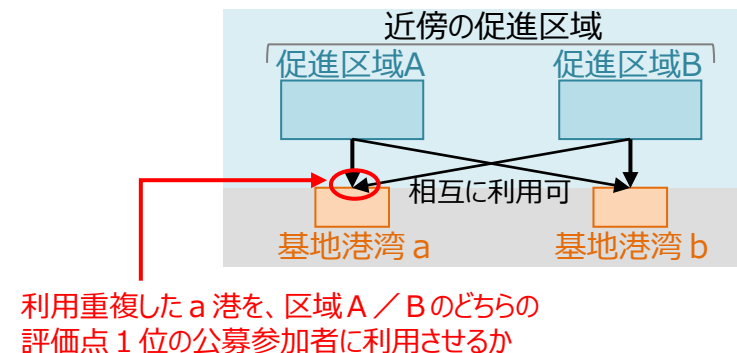
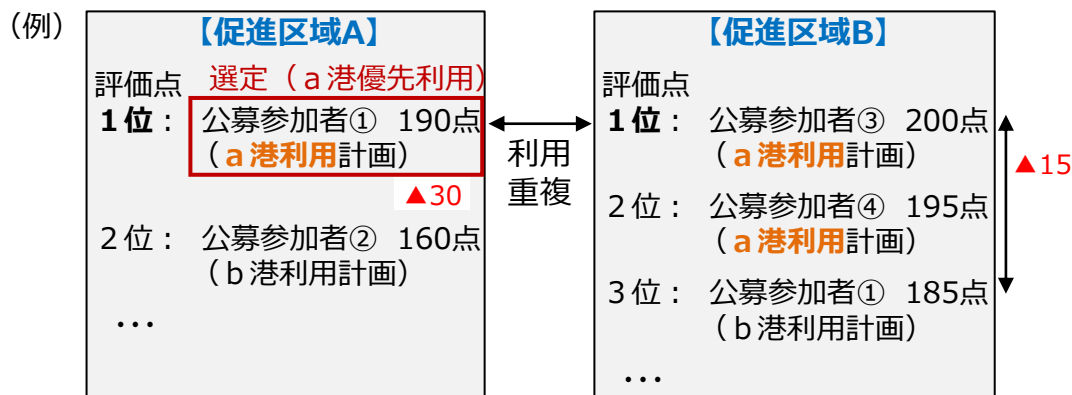
## <これまでの合同会議での議論を踏まえた選定方法（案）>

- 案αは、公募期間内に複数の公募占用計画を作成することとなり、公募参加者の負担が過大となること、評価点 1 位を得た場合であっても、事業者が予見・コントロールできない要素（他の区域の入札結果）によって不選定となることは選定プロセスの透明性等の課題があることから、計画の再提出の機会を設ける案βを採用することとしたい。この場合、当初の評価結果を尊重する観点から、利用重複した評価点 1 位の公募参加者に限り、計画の再提出を認めることとする（前回お示した案からの変更点）。
- 選定後の事業実施に支障が生じないよう、再提出・再評価期間を踏まえた選定期期（2024年3月頃を想定）を公募占用指針に明記し、当該スケジュールを前提に公募占用計画を作成・提出頂くこととしたい。なお、「八峰町及び能代市沖」「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の公募参加者に対しては、公募〆切後、他方の区域の公募参加者と能代港又は秋田港の利用重複の有無について通知することとする。また、評価結果において、これら基地港湾の利用重複が発生しなかった場合には、2023年12月頃に選定結果を前倒して公表する。
- 再提出時の記載事項の変更については、利用港湾の変更に伴う必要最小限の内容とすべきであり、記載事項の変更の理由（利用港湾が変更したこととの関係）を書面でご提出頂くこととしたい。
- 「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改訂を踏まえ、今回の公募より、事業実現性評価点の最高評価点を満点（120点）とし、同海域の公募参加者の評価点が同一比率により補正されることとなる（最高評価点に対する相対評価となる）。今回、基地港湾の利用重複時の選定方法として、異なる促進区域間で点差の大小関係を比較することとなるが、海域毎の特性の違いや、それによる評価点の傾向・分布の違いを考慮する必要があることから、事業実現性評価点の補正後の合計点により比較することとする。

## 【参考】具体的な事業者選定の方法（その1）

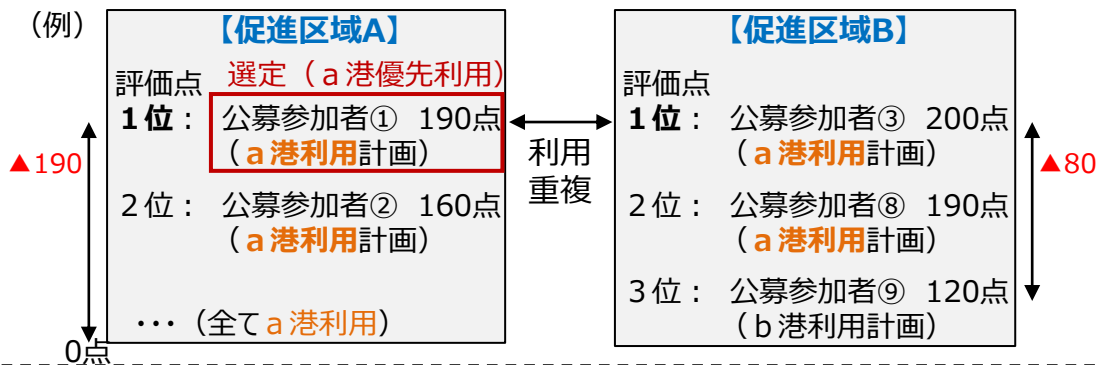
## 検討事項Ⅰ &lt;利用重複した基地港湾を利用できる公募参加者の決定の方法&gt;

- 近傍の促進区域間で評価点1位の計画に利用重複が生じた場合、両区域の計画が同時に成立しないことから、利用重複した基地港湾を利用できる公募参加者を決定する必要がある。
- この際、一方の促進区域においては、評価点1位の計画ではなく、利用重複しない評価点2位以降の計画を選定することとなる。  
(落札制限における海域割り当てルールと同様の考え方により) 全体としての評価点の下げ幅が最小限となるよう、「評価点1位の計画」と「利用重複しない次点の計画」との点差に着目し、当該点差の大きな区域(※)の評価点1位の公募参加者に、利用重複した基地港湾を利用させることとしたい。(※) 点差が同じ場合は、系統容量の大きな区域



【備考】一方の促進区域において、提案のあった全ての計画で利用重複していたケースの取扱い

- ※(下図の例の場合) 促進区域Aにおいては「利用重複しない次点の計画」が存在しないため、「評価点1位の計画」と「0点」との点差(=評価点1位の計画の評価点)を用いることとする。これは、利用重複した a 港を促進区域Bの公募参加者に利用させた場合、促進区域Aの選定事業者が決まらず、再公募となる(当該区域における運転開始時期が遅延する)ことから、このような事態を回避するため上記の取扱いとするもの(落札制限の考え方と同様)。



- ※さらに、促進区域Bにおいても、全ての提案が「a港利用」であった場合には、「評価点1位の計画」と「0点」との点差(=評価点1位の計画の評価点)の大きい区域の公募参加者に a 港を利用させ、もう一方の区域については再公募を行うこととなる。

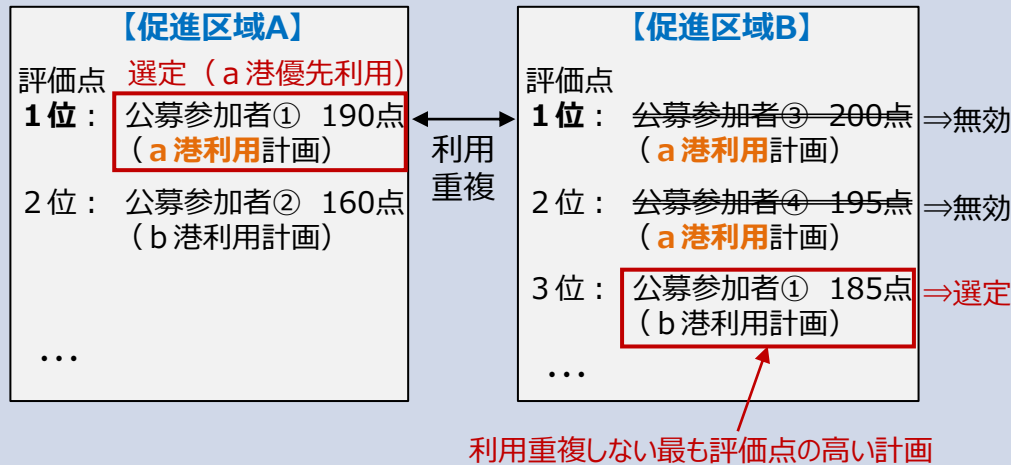
第16回合同会議 資料1  
(2022年10月14日)  
からの変更箇所を赤字で記載

## 【参考】具体的な事業者選定の方法（その2）

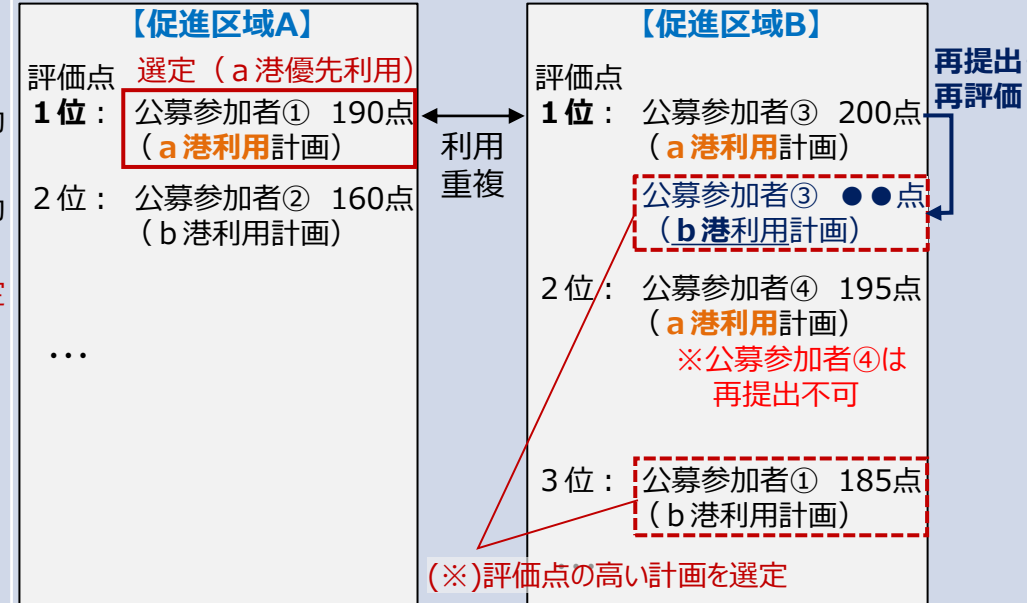
### 検討事項Ⅱ <利用重複を避けた公募占用計画の選定の方法>

- 利用重複した基地港湾を利用できない一方の促進区域において、利用重複を避けた公募占用計画の選定を行う必要がある。選定方法として、以下の2案が考えられる。

【案α】利用重複した計画を無効とし、利用重複しない最も評価点の高い計画を選定



【案β】利用重複した評価点1位の計画の提出者に限り、利用重複を避けた計画の再提出を認め、再評価結果に応じて選定



#### <特徴と留意点>

- 利用重複時に計画が無効となる可能性があることは公募参加者にとってリスクが極めて高いため、利用する基地港湾ごとの複数案の公募占用計画の提出を例外的に認める(※)等の配慮が必要。但し、この場合、公募参加者による計画作成の負担が増大する恐れあり。

(※)例:「促進区域A」への公募参加において、「a港を利用する公募占用計画」と「b港を利用する公募占用計画」の2つの計画提出を認める

#### <特徴と留意点>

- (案αと比較して) 評価点1位を得た公募参加者が、利用重複時に選定されないリスクが低い (公募参加者の希望に応じて再提出の機会を設ける)。
- 計画の再提出・再評価期間 (3~4か月程度を想定) の確保が必要。選定後の事業実施に支障が生じないように、再提出・再評価期間を踏まえた選定予定時期を公募開始時に明示する必要。
- 公平性の観点から、再提出時の計画の変更事項を最小限とすべき。

## 【参考】具体的な事業者選定の方法（その3）

## 検討事項Ⅲ &lt;落札制限の実施の方法&gt;

- 落札制限を適用する場合には、「**次点の公募参加者との点差**」が**大きな区域**（※）を優先して、**系統容量の合計が一定規模に達するまで海域を順次割り当てる方法**をお示していたところ（2022年6月23日 第14回合同会議）。
- **基地港湾の利用ルールを定める近傍の促進区域**についても、**同様の考え方により落札制限を適用**することとする。この場合、基地港湾の利用が重複しない計画の組合せにより選定する必要があることから、「**利用重複しない次点の計画との点差**」により**海域の割り当て順を決める**こととする。

## 落札制限における海域の割り当て方法

（例）前頁の案βを採用した場合（注：簡略化の観点から、前頁の例示のうち一部記載を省略している）

┌──┐：落札制限の適用前における仮選定結果

┌──┐：利用重複しない次点の計画

近傍の促進区域

	促進区域A (0.7GW)	促進区域B (0.5GW)	促進区域C (0.5GW)
評価点 1 位	┌──┐ 公募参加者①：190点【a港利用】	公募参加者③：200点【a港利用】	┌──┐ 公募参加者①：200点 ▲30
評価点 2 位	公募参加者②：160点【b港利用】	┌──┐ 公募参加者①：185点【b港利用】 ▲10	公募参加者⑤：170点
評価点 3 位	┌──┐ 公募参加者⑤：140点【a港利用】 ▲50	┌──┐ 公募参加者③：175点【b港利用】 ※再提出の計画が175点と仮定	（略）
海域割り当て順	1 番目（点差：-50点）	3 番目（点差：-10点）※落札制限	2 番目（点差：-30点）



# 落札制限について

1. 今回の公募では「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」の4海域合計約1.8GWの公募を実施することから、同一の公募参加者に対する落札制限を実施する。
2. 落札制限に関する具体的な方法は、これまでの合同会議の議論を踏まえ以下の通りとする。
  - (i) **公募参加者の1者あたりの落札制限**として、**1GWの基準**を設ける。具体的には、系統容量合計または設置する洋上風力発電の発電設備容量合計のうち小さい方が1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
  - (ii) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する。
  - (iii) 各区域ごとに、まずは、事業実現性評価と価格評価を実施し、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定。

その上で、

- ① **次点の公募参加者との点差（※）が大きな区域を優先して1GWとなるまで割り当てる。**
- ② ①で優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、**設備容量の大きな区域を優先して割り当てる。**

※「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については、基地港湾（能代港・秋田港）の利用重複が生じない次点の計画との点差とする。

# (参考) 複数区域同時公募時の落札制限のイメージ

【次点との点数差が大きい区域から1GW上限まで割当て際の流れ】

	区域A (0.7GW)			区域B (0.5GW)			区域C (0.3GW)		
	事業実現性評価	② 価格評価		事業実現性評価	価格評価		事業実現性評価	① 価格評価	
コンソーシアムα	110	合計230	▲30 120	100	合計220	▲10 120	95	合計215	120
コンソーシアムβ	100	合計200	100	100	合計210	110	—	▲215	—
コンソーシアムγ	90		80	105		70	—		—

## 【コンソーシアム・SPCの同一性判断事例】

### 【事例1】

共通する構成員：  
A・B (100%)  
⇒同一コンソ

### 【事例2】

共通する構成員：  
A・B・C (100%・70%)  
⇒同一コンソ

### 【事例3】

共通する構成員：  
A (70%・60%)  
⇒同一コンソ

### 【事例4】

共通する構成員：  
A (50%・50%)  
⇒同一コンソではない

#### 海域①

コンソーシアムα  
・構成員A (51%)  
・構成員B (49%)

#### 海域①

コンソーシアムα  
・構成員A (40%)  
・構成員B (30%)  
・構成員C (30%)

#### 海域①

コンソーシアムα  
・構成員A (70%)  
・構成員B (20%)  
・構成員C (10%)

#### 海域①

コンソーシアムα  
・構成員A (50%)  
・構成員B (30%)  
・構成員C (20%)

#### 海域②

コンソーシアムβ  
・構成員A (49%)  
・構成員B (51%)

#### 海域②

コンソーシアムβ  
・構成員A (30%)  
・構成員B (15%)  
・構成員C (25%)  
・構成員D (30%)

#### 海域②

コンソーシアムβ  
・構成員A (60%)  
・構成員D (40%)

#### 海域②

コンソーシアムβ  
・構成員A (50%)  
・構成員D (25%)  
・構成員E (25%)

備考1：会社法で親子会社と定義される構成員については同一の構成員として判断を行う。

備考2：構成員にSPCがいる場合は、同一性の判断の対象は当該SPCの構成員とする。

# 本日御議論頂きたい事項

## (1) 再エネ海域利用法で規定されている事項について

- ① 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）
- ② 撤去に関する事項について（第12号関係）
- ③ 評価の基準について（第15号関係）
  - ・ 基本的な考え方
  - ・ 迅速性評価の基準および各評価項目の考え方
- ④ その他必要な事項について（第16号関係）
  - ・ 能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について
  - ・ 落札制限の実施について

## (2) 調達価格等算定委員会において意見聴取する論点について

- ① 迅速性のペナルティについて
- ② 公募への参加を認めない期間について

# 事業計画の迅速性評価に伴うペナルティ

1. 前回の合同会議における、ペナルティに関する主な指摘・論点は以下のとおり。

① 運転開始遅延による保証金没収に関しては、事業者の予見可能性を考慮し、**保証金の没収免除対象について整理すべき**。

② FIP制度が導入されることで、**遅延を織り込んだ運転開始日を提案するインセンティブはより低くなるため、公募参加資格停止まで求める必要はないのではないか**。また、公募参加資格停止は公募参加事業者数を減少させるため、**競争制限によるデメリットも考えるべき**。

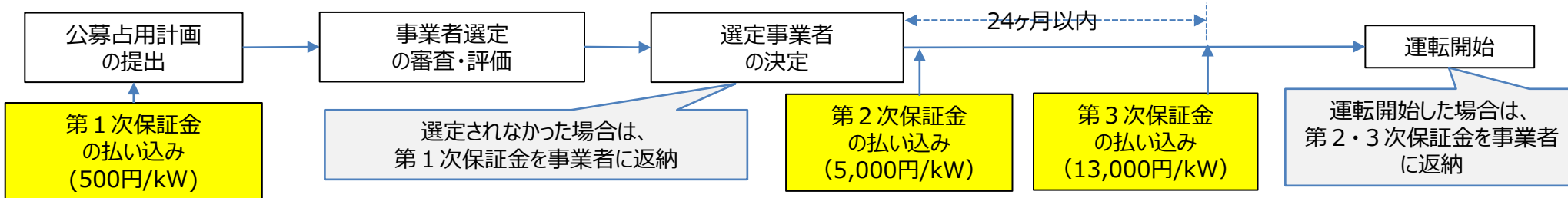
2. 迅速性評価に係るディスインセンティブ（事業実現性評価による重み付け、遅延による売電期間の減少）については、事業計画の迅速性評価方法や再エネ海域利用法に基づく公募占用計画の認定期間の制限等により既に担保されている。

3. ペナルティに関しては、上記 1. を踏まえ、**公募参加資格の停止は求めないこととし、保証金の没収のみとしてはどうか**。その上で、前回の合同会議では、没収する保証金額の規模の妥当性を示したところ。残る論点として、**運転開始遅延による保証金の没収事由**について整理したい。

4. なお、保証金に関する事項については、再エネ海域利用法第13条第2項第6号及び同条第4項を踏まえ、調達価格等算定委の意見を尊重し決定する事項であるため、**本合同会議で議論した結果について、別途、調達価格等算定委員会において議論**いただく。

# (参考)保証金に関する事項

- 第1R公募においては、公募の適切な実施（第1次保証金）や選定事業者の確実な事業実施を担保（第2, 3次保証金）するために保証金を設定しており、保証金単価や没収事由、没収免除の対象は以下の通り。



## 【保証金没収事由】

第1次保証金没収事由		没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額
第2・3次保証金没収事由		没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が公募占用指針に定める再生可能エネルギー電気特措法第9条第1項の規定による認定の申請の取得期限までに認定を取得しなかったこと	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）	全額
4	第3次保証金の納付期限までに第3次保証金を納付していることが確認できなかったこと	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと	全額
6	暴力団または暴力団員等である場合等	全額

## 【保証金の没収免除の対象】

(範囲)

第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の対象の範囲は、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害とする。

(要件)

上記範囲に該当した上で、以下の要件のいずれかを満たすもの。

- 法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること
- 激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地並びに本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること



# (参考) 事由別の保証金没収免除の対象範囲の整理

保証金没収免除 の対象範囲	法第23条に基づく非常災害 時における緊急措置等による 収用等	激甚災害による直接の被災/ 武力行使による直接の被害		
		発電事業を行う事業者の 本社	海洋再生可能エネルギー 発電設備を運営する支社・ 事業所	海洋再生可能エネルギー 発電設備又は 当該海洋 再生可能エネルギー発電 設備設置予定地
第2次保証金及び 第3次保証金没収事由				
当該公募に係る再生可能エネルギー 発電事業を中止したこと。	可	可	可	可
選定事業者が、第9章（6）に定める 再エネ特措法 第9条第1項の規定による認定の取得 期限までに認定を取得しなかったこと。	可 （FIT認定の取得期限～ 当該海域で再度実施される 初めての公募の締め切り日 までの間に事由が生じた場 合に限る）	可 （FIT認定の取得期限～ 当該海域で再度実施される 初めての公募の締め切り日 までの間に事由が生じた場 合に限る）	可 （FIT認定の取得期限～ 当該海域で再度実施される 初めての公募の締め切り日 までの間に事由が生じた場 合に限る）	可 （FIT認定の取得期限～ 当該海域で再度実施される 初めての公募の締め切り日 までの間に事由が生じた場 合に限る）
選定事業者が保証金の提供に代えて 提出した保証状の効力が消滅したこと （当該保証状の効力が消滅するまで に現金で当該保証金相当額を国土 交通省に納付した場合を除く。）。	不可	可	可	不可
第3次保証金の納付期限までに第3 次保証金を納付していることが確認で きなかったこと。	不可	可	可	不可
選定事業者が公募の参加に当たり談 合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可
選定事業者たる法人等が暴力団ある いはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可
法第24条の監督処分により公募占用 計画の認定の取消又は効力の停止の 処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可

## 保証金に関する事項（運転開始日の遅延に伴う保証金の没収事由の追加）

1. 2030年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価するため、運転開始予定日の迅速性を評価して事業者を選定することから、選定事業者に対し、運転開始予定日までの確実な事業開始を担保させるため、現在の保証金に関して定められている事項に加えて、「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始（※）しなかったこと」を追加してはどうか。

※運転開始：特定契約に基づき又は市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること

2. ただし、事業者選定から発電設備の運転開始に至るまでの間には、許認可プロセスや設計、資機材等の調達、建設、地域調整等に関する様々なリスクがあり、リスクの特定や未然防止策、リスク顕在化時の対応を最大限適切に検討し対応を講じたとしても、選定事業者側では完全にコントロールすることが不能な他律的要因により、運転開始の遅延は避けられない場合が想定される。
3. そのため、運転開始の遅延に関する保証金の没収免除の対象の範囲については、「非常災害時における緊急措置等による収用等や激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害」だけでなく、海外の事例も踏まえ、「その他当事者のコントロール、また回避可能な範囲外の事象」が生じた場合にも保証金の没収を免除することとしてはどうか。また、該当する具体的な事象に関しては、個別事例毎に確認・判断することとしてはどうか。
4. また、「その他当事者のコントロール、また回避可能な範囲外の事象」について、保証金の没収免除の対象に該当するための要件は、「選定事業者の自己の過失によらないものと認められること」および「当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断できる場合」の両方が認められる場合としてはどうか。
5. なお、運転開始の遅延以外の保証金の没収事由（発電事業の中止など）については、「非常災害時における緊急措置等による収用等や激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害」が発生しない場合においては、選定事業者自身の責任においてコントロール、また回避可能な範囲の事象といえることから、運転開始の遅延以外の保証金の没収免除の対象の範囲や要件については、第1R公募と同様とする。

## (参考) 事由別の保証金没収免除の対象範囲の整理 (運転開始の遅延追加)

保証金没収免除の対象範囲 第2次保証金及び第3次保証金没収事由	法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等	激甚災害による直接の被災/ 武力行使による直接の被害			左記以外のその他当事者のコントロール、また回避可能な範囲外の事象
		発電事業を行う事業者の本社	海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社・事業所	海洋再生可能エネルギー発電設備又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置予定地	
当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったこと	可	可	可	可	可
当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	可	可	可	可	不可
選定事業者が、第9章(6)に定める再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の取得期限までに認定を取得しなかったこと。	可 (FIT認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	可 (FIT認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	可 (FIT認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	可 (FIT認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	不可
選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと(当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。)	不可	可	可	不可	不可
第3次保証金の納付期限までに第3次保証金を納付していることが確認できなかったこと。	不可	可	可	不可	不可
選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可	不可
選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可	不可
法第24条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可	不可

※ 青枠が今回新たに追加した部分。本WGの議論を踏まえて調達価格等算定委で議論いただく。

# 【海外事例】運転開始遅延に関するペナルティ及び免除事由について

	オランダ	台湾	英国	米国	デンマーク	ドイツ
ペナルティの概要	<p>■ 行政が規定した運開期限（許可が取消し不能になってから、以下の場合には落札時デポジット（7,000万ユーロ）より、700万ユーロ/月以下の罰金の支払い</p> <p>① 4年以内に風車の建設開始しない場合 ② 5年以内に全面的な稼働開始しない場合</p>	<p>■ 行政が規定した各種期限(電力事業の許可、工事完了等)に遅延した場合、落札時デポジットの没収 総デポジット額200万新台湾ドル/MW（約900万円）から、5%/月ずつ</p> <p>■ 行政が規定した各種期限から6か月を超えて遅延した場合、FITの減額 ■（運開遅れ分の）FIT期間短縮</p>	<p>■ 海域リースについてはペナルティについて確認できず ■ CfDについては2種類のペナルティが存在 ① 契約の解除 ⇒ 行政が規定した各種期限までに一定のマイルストーンをクリアできない場合、CfDの契約が解除 ② 一定期間の新規入札参加停止 ⇒ 落札から36か月CfDラウンドに参加できない。（将来CfD価格が下落していくリスクを負う）</p>	<p>■ 書類提出期限に遅延した場合、入札時デポジットの没収（全額or部分的） デポジットの金額は案件によって異なる。 ■ リース契約の解除 全リース地域or部分的。ただし、明確な適用規定の記載なし</p>	<p>■ 2種類の違約金 ① 行政が規定した建設開始期限に遅延した場合：11億デンマーククローネ（約200億円） ② 行政が規定した運開期限に遅延した場合：6か月ごとに2.8億デンマーククローネ（約54億円） ■ 上記の①の場合、違約金に加えて建設許可の取り消し</p>	<p>■ 行政もしくは送電系統運用者が規定した各種期限に遅延した場合、入札時デポジット（200ユーロ/kW）の一部または全額没収 ① 事業者選定の12か月後（事前調査対象区域）・24か月後（事前調査対象外区域）までに必要な書類の提出：入札時デポジット全額 ② 送電系統運用者が規制当局に通知した完工期限（binding completion deadline）の24か月前までに資金調達のエビデンス提出：入札時デポジットの30%相当 ③ 完工期限の3か月前までに工事開始：入札時デポジットの最大70%相当 ④ 完工期限から6か月以内に少なくとも1基の技術的操業準備：毎月、入札時デポジット残高の12分の1ずつ ⑤ 完工期限から18か月以内にすべての技術的操業準備：入札時デポジット残高合計に、落札容量に対して操業準備が整っていない設備容量の比率を乗じた額</p> <p>■ 上記の①、②、⑤の場合はデポジット没収に加えて落札の取り消し</p>
ペナルティの免除事由	NA	<p>① 戦争、侵略、革命等 ② 放射能汚染 ③ 航空機等による津波 ④ 自然災害のうち、当事者の合理的な管理または注意によって防止、回避出来ないもの ⑤ 遺跡発見や生態系保護などのためのやむを得ない遅延 ⑥ その他</p>	<p>当事者のコントロール、また回避可能な範囲外の事象。資金不足によるものは対象外。（どのような場合が認められるかの具体的な記載なし）</p>	NA	<p>戦争、天災、火災、ストライキ、ロックアウト、破壊行為、パンデミック、落札者の責任によらない公の命令、環境食糧省等による異議申し立て等</p>	<p>以下2つの条件を両方満たす場合。 ① 落札者が自己の過失によらず期限を順守することができなかった場合（どのような場合が認められるかの具体的な記載なし） ② 障害が取り除かれ次第、落札者が遅滞なく建設を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断できる場合</p>

# 本日御議論頂きたい事項

## (1) 再エネ海域利用法で規定されている事項について

- ① 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）
- ② 撤去に関する事項について（第12号関係）
- ③ 評価の基準について（第15号関係）
  - ・ 基本的な考え方
  - ・ 迅速性評価の基準および各評価項目の考え方
- ④ その他必要な事項について（第16号関係）
  - ・ 能代港・秋田港の利用重複時における事業者選定の方法について
  - ・ 落札制限の実施について

## (2) 調達価格等算定委員会において意見聴取する論点について

- ① 迅速性のペナルティについて
- ② 公募への参加を認めない期間について



# 公募への参加を認めない期間の考え方について

- これまで、公募占用指針の遵守事項に違反した場合には、応募の無効や選定の取り消しに加え、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがある旨、公募占用指針に記載していたところ。運用の透明性確保、不正行為等の抑止の観点から、公募への参加を認めない期間（以下「公募参加停止期間」という。）の考え方を整理することとしたい。

<これまでの公募占用指針における記載事項 [秋田県八峰町及び能代（2021.12公募開始時）の例] >

## 2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等

下記の遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消しについて規定している。これに加えて、公募占用指針では、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことについても規定している。

- i) …コンソーシアム又はSPCの構成員の中から公募参加者を代表する企業…を定め、当該代表企業が公募手続を行うものであること。
- ii) …公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成されるSPCを設立…すること…。
- iii) 関係法令、基準及び本公募占用指針を遵守し、公募占用計画を作成すること。
- iv) 関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。
- v) 協力企業についても（別添4）公募参加資格3（(3)イ、ウ、オを除く。）に該当することがないように、適切に管理すること。
- vi) 本公募占用指針が公示された日…から事業者選定の通知がされる日までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないこと。  
 (※) 今後の公募においては、評価に係る第三者委員への働きかけを防止する観点から、委員への接触禁止を遵守事項に追加する。
- vii) 公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域…の選定事業者との調整を行わないこと。
- viii) 公募に参加しようとする他の者との間で、当該公募に係る情報…を収集・提供する活動を行わないこと。
- ix) …選定結果の公表前において、…公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと…。
- x) 系統提供事業者は、…系統に係る契約上の地位を選定事業に承継し、選定事業者は…当該契約上の地位の承継を受けること。
- xi) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと。
- xii) …発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力すること。
- xiii) …発電設備には、その外部から見やすいように、…発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること。
- xiv) …発電設備を用いて発電を開始したときは、…発電設備の設置に要した費用に関する情報…について、経済産業大臣に提供すること。
- xv) …発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報…について、経済産業大臣に対して提供すること。
- xvi) …提供を受けた情報の取扱いについては、当該情報の利用条件として定められている条件を遵守すること。

# 公募への参加を認めない期間の考え方について（続き）

- 事業者に対する公募参加停止期間の設定に当たっては、**公共工事における指名停止期間(※)を準用**する方法が考えられる。  
 (※) 各省庁で構成される「中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）」により、標準的な指名停止期間として「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル」が定められており、各行政機関は当該モデルを踏まえ指名停止期間を設定しているところ。

## （参考）中央公契連モデルの概要

中央公契連モデルは、別表第1及び別表第2により構成。

**別表第1**：発注者との信頼関係を破壊し、**発注者として契約の相手方として不適当であると認めるに至った場合**の一般的な取扱いを定めたもの

**別表第2**：個別の工事に由来する事案に限らず、贈賄、競売入札妨害、談合、独占禁止法、建設業法等の**関係法令違反があった場合**の取扱いを定めたもの

**別表第1** 当該部局の所管する区域内において  
生じた事故等に基づく措置基準

**別表第2** 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
虚偽記載	1カ月～6カ月
過失による粗雑工事	1カ月～6カ月など
契約違反	2週間～4カ月
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	1カ月～6カ月など
安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	2週間～4カ月など

措置要件	期間
贈賄	4カ月～12カ月など
独占禁止法違反行為	3カ月～12カ月など
競売入札妨害又は談合	4カ月～12カ月など
重大な独占禁止法違反行為等	6カ月～36カ月など
建設業法違反行為	2カ月～9カ月など
不正又は不誠実な行為	1カ月～9カ月

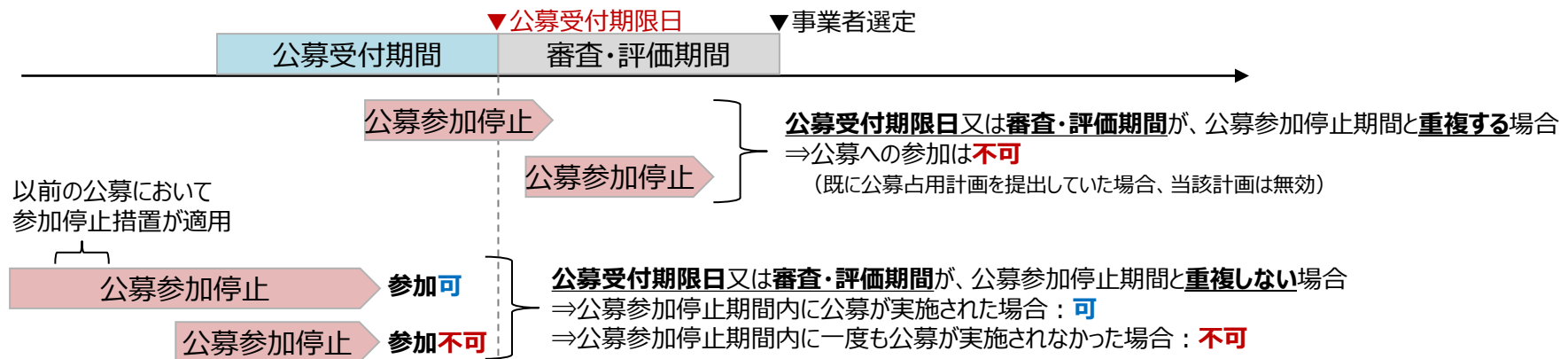
# 公募への参加を認めない期間の考え方について（続き）

- 公募占用指針における遵守事項の違反が確認された場合には、以下の対応表のとおり、中央公契連モデルにおける指名停止期間を準用し、個別事案ごとに公募参加停止期間を設定することとしてはどうか。
- この際、再エネ海域利用法に基づく公募は年1回程度の実施が想定され、数カ月程度の公募参加停止の措置では不正行為等に対するペナルティとして不十分と考えられるため、公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できない条件を付与してはどうか。

## 中央公契連モデルとの対応（案）

公募占用指針における遵守事項	関係法令違反の有無	中央公契連モデルにおける対応関係
xi) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと。	なし	「虚偽記載」 1カ月～6カ月（別表第1）
	あり	※不正行為等の内容ごとに別表第2を適用 （例）私文書偽造等の容疑で逮捕又は起訴された場合には、「不正又は不誠実な行為」（1カ月～9カ月）を適用
上記以外のすべての事項	なし	「契約違反」 2週間～4カ月（別表第1）
	あり	※不正行為等の内容ごとに別表第2を適用

## 公募参加停止期間の適用方法（案）



## 【参考】公募開始までの主なスケジュール

- 10月28日 洋上WG合同会議（公募占用指針に記載する評価の考え方等）
- 11月
- ①再エネ海域利用法第15条第4項に基づく調達価格等算定委員会への意見聴取
    - ・供給上限価格、ゼロプレミアム水準等
  - ②再エネ海域利用法第15条第5項に基づく評価基準に関する意見聴取
    - ・関係都道府県知事（知事意見の評価基準も併せて意見聴取）
    - ・学識経験者
- 11月～12月 公募占用指針案に関するパブリックコメント
- 年内目処
- パブリックコメント回答
  - 公募占用指針の公表および公募開始